

# 俱知安町緑の基本計画（原案）

令和4年●月

俱知安町



# 目次

1章 緑の基本計画の概要 .....	1
1. 計画策定の背景と目的 .....	1
2. 計画の位置づけ .....	1
3. 緑の定義 .....	2
4. 計画の対象区域 .....	2
5. 計画期間 .....	2
2章 現況把握 .....	3
1. 倶知安町の概況 .....	3
(1) 人口構成と将来人口 .....	3
(2) 都市計画区域の状況 .....	4
(3) 気候 .....	5
2. 緑を取り巻く動向 .....	6
(1) 環境問題の深刻化 .....	6
(2) SDG s の推進 .....	6
(3) 北海道新幹線の延伸 .....	6
(4) 高規格道路の建設 .....	7
(5) 関連計画 .....	7
3. 倶知安町の緑の現況と課題 .....	15
(1) 町民ニーズに対応した公園・緑地の整備と管理、活用 .....	16
(2) 農地や森林の保全と活用 .....	24
(3) 緑づくりの取り組み .....	32
4. 緑の機能・役割の新たな視点 .....	35
(1) 都市緑地法等の法改正による新たな制度 .....	35
(2) 防災・減災機能の重要性 .....	36
(3) グリーンインフラの取り組みの推進 .....	37
3章 評価の整理 .....	38
1. 評価 .....	38
(1) 前計画の概要 .....	38
(2) 前計画の評価 .....	38
4章 基本理念と基本方針 .....	41
1. 基本理念 .....	41
2. 基本方針 .....	41
3. 将来像図 .....	43
4. 系統別の緑地の配置方針 .....	45
(1) 環境保全系統の緑地の配置方針 .....	45
(2) レクリエーション系統の緑地の配置方針 .....	45

(3) 防災系統の緑地の配置方針 .....	46
(4) 景観形成系統の緑地の配置方針 .....	46
5. 計画の体系.....	48
6. 計画の目標水準 .....	49
(1) 目標水準 .....	49
5章 施策及び推進プログラム.....	51
1. 緑地の保全及び緑化の推進のための施策 .....	51
(1) 町民の身近な利用につながる公園・緑地づくり .....	51
(2) 倶知安町を象徴する豊かな農地と森林、河川の保全と活用の促進 .....	53
(3) 町民の積極的かつ協働による緑づくり活動の推進 .....	54
2. 緑化を推進する地域の方針.....	57
(1) 推進地域の方針 .....	57
(2) 推進地域 .....	57
6章 計画の推進に向けて .....	58
1. 推進体制 .....	58
2. 計画の進行管理 .....	58
参考資料 .....	59
1. 倶知安町の緑の状況 .....	59
(1) 倶知安町の自生種 .....	59
(2) 倶知安町の外来種 .....	62

# 1章 緑の基本計画の概要

## 1. 計画策定の背景と目的

緑の基本計画は、市町村が都市緑地法に基づき、緑を守り、緑豊かなまちづくりを進めるうえで必要な目標や施策などを定め、総合的かつ計画的に実施するための基本計画です。

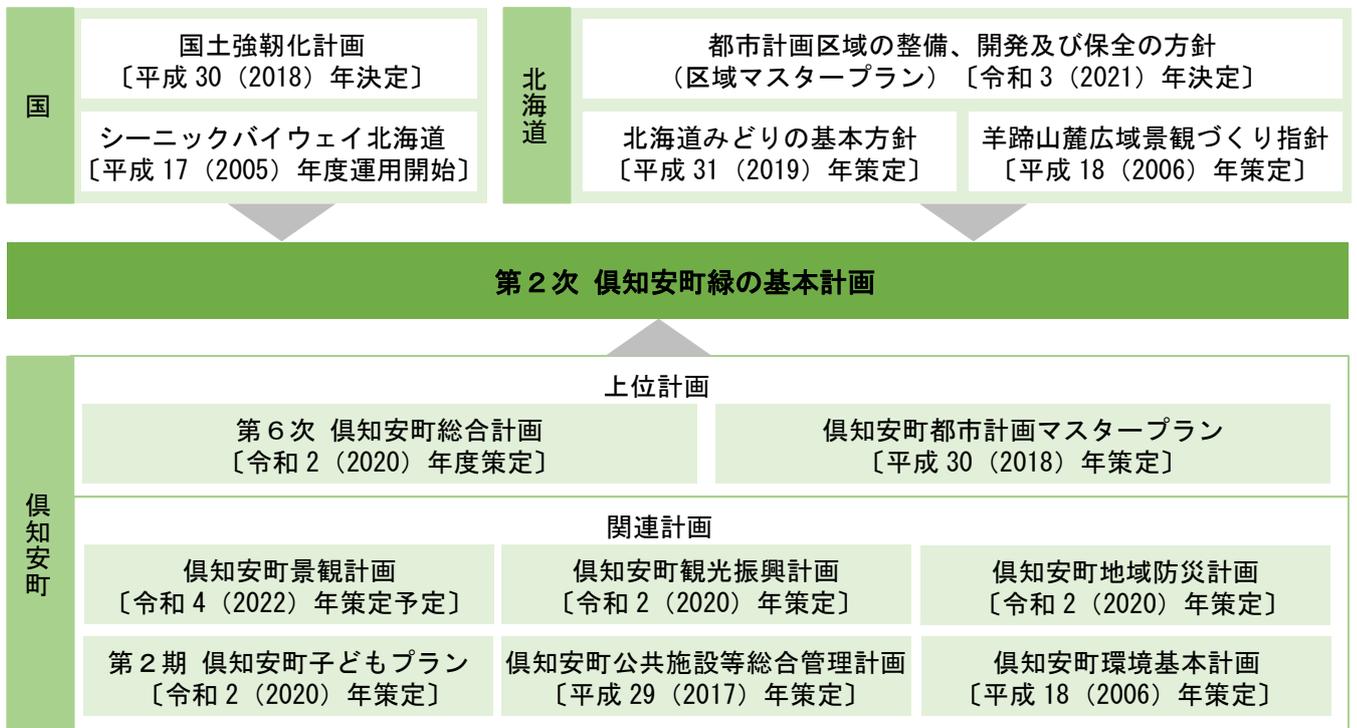
倶知安町では、環境問題への関心の高まりや、緑地や公園が災害時に担う機能の再認識などの社会動向を踏まえ、町が有する緑や公園について検討し、緑を守り育み、豊かな緑に囲まれた市街地を形成するための方策として、平成 20（2008）年に「倶知安町緑の基本計画」を策定いたしました。

策定から 10 年以上経過し、今後の北海道新幹線の開業、高規格道路の開通が見込まれることから、既存の緑地や公園を含む倶知安町の緑について、保全や活用の方向性などの見直しが求められます。

町民ニーズを把握した上で、今後も豊かな倶知安の自然を守り育むとともに都市の潤いのある公園・緑地の有効な配置、緑づくり活動を推進するため、新たに「倶知安町緑の基本計画」を策定します。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、国が定めている「国土強靱化計画」や「シーニックバイウェイ北海道」、北海道が定めた「北海道緑の基本方針」、「羊蹄山麓広域景観づくり指針」、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（区域マスタープラン）」、倶知安町の上位計画及び関連計画との整合性を図ったうえで、緑に関する総合的な計画として策定します。



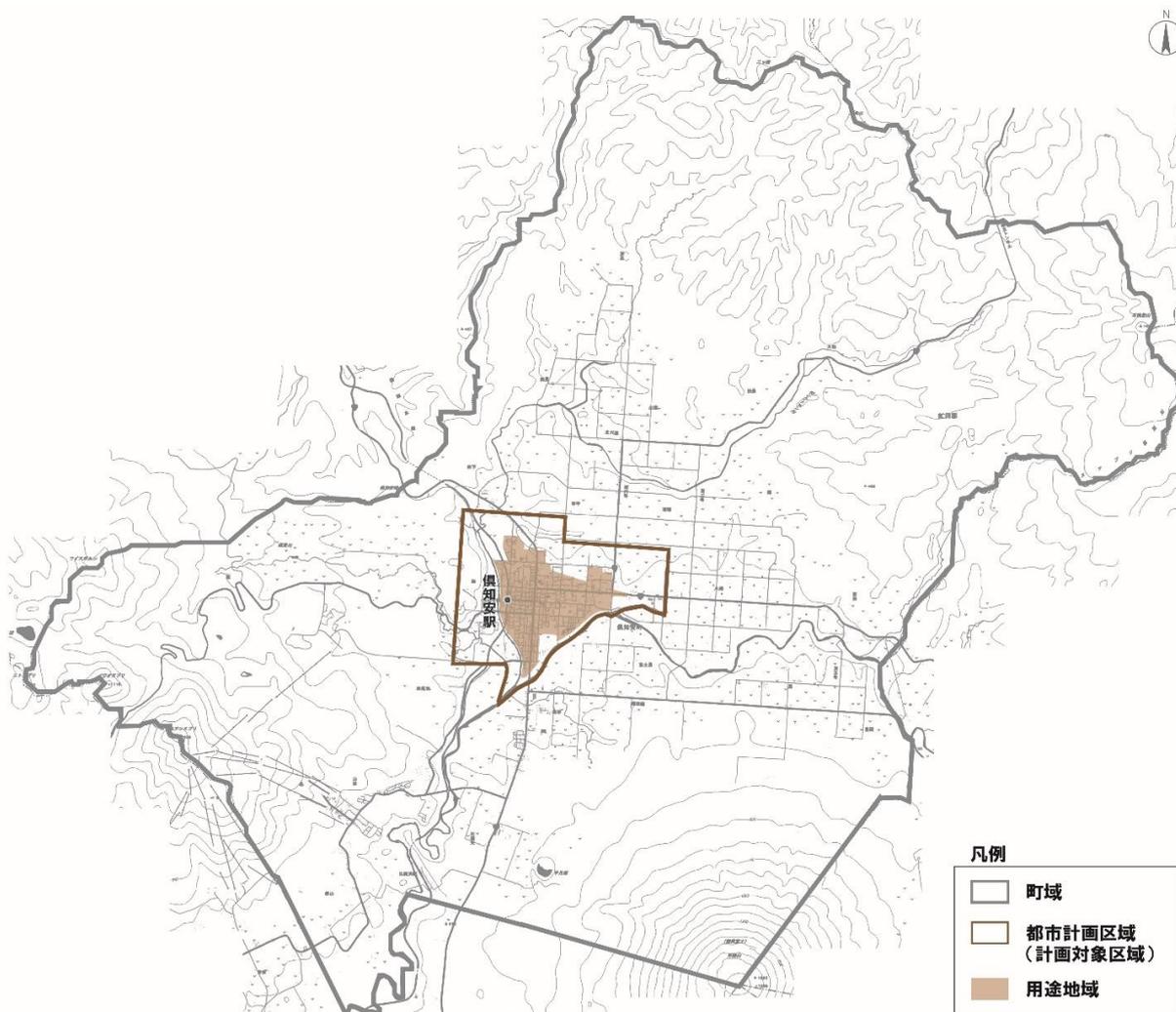
### 3. 緑の定義

本計画における「緑」とは、自然環境と深いつながりのある樹林地や河川等の水辺、営みによって形成する森林や農地、都市の潤いにつながる公園・緑地・広場等のオープンスペースや公共施設・住宅地等の緑化を総称して「緑」と呼びます。

### 4. 計画の対象区域

本計画の対象区域は、都市における緑地の適正な保全と緑化の推進を図る本計画の目的を踏まえ、倶知安都市計画区域（約 1,140ha）を基本として計画対象区域に設定します。

なお、本町の緑豊かな環境に資する取り組みなどを幅広く推進する観点から、対象区域外においても、必要に応じて本計画の対象とします。



計画対象区域

### 5. 計画期間

本計画の計画期間は令和 4（2022）年度から令和 23（2041）年度までの 20 年間とします。

ただし、計画の進捗状況や社会情勢の変化などを考慮し、時代に対応していくため、必要に応じて見直しを行います。

## 2章 現況把握

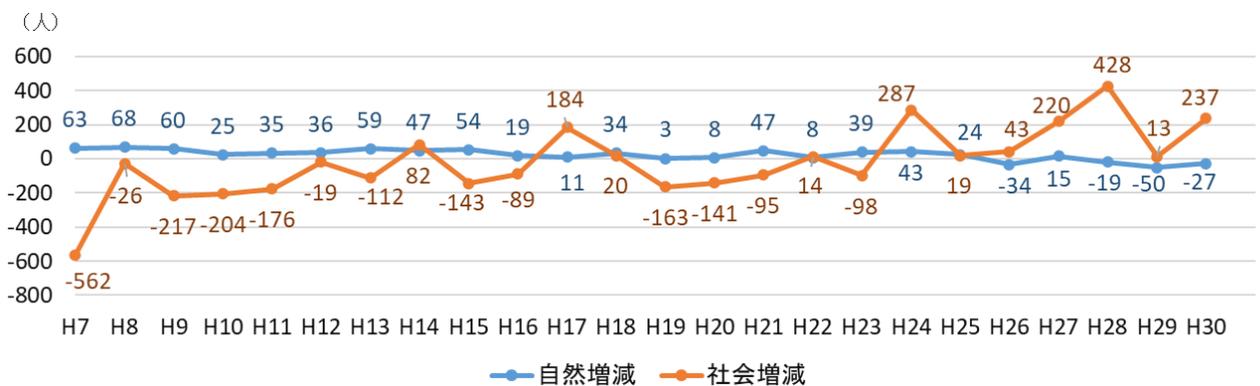
### 1. 俱知安町の概況

#### (1) 人口構成と将来人口

俱知安町の人口は、令和2年(2020)年の国勢調査で15,129人となり、平成2(1990)年の18,030人から約3,000人減少しているものの、近年は横ばいの傾向にあります。

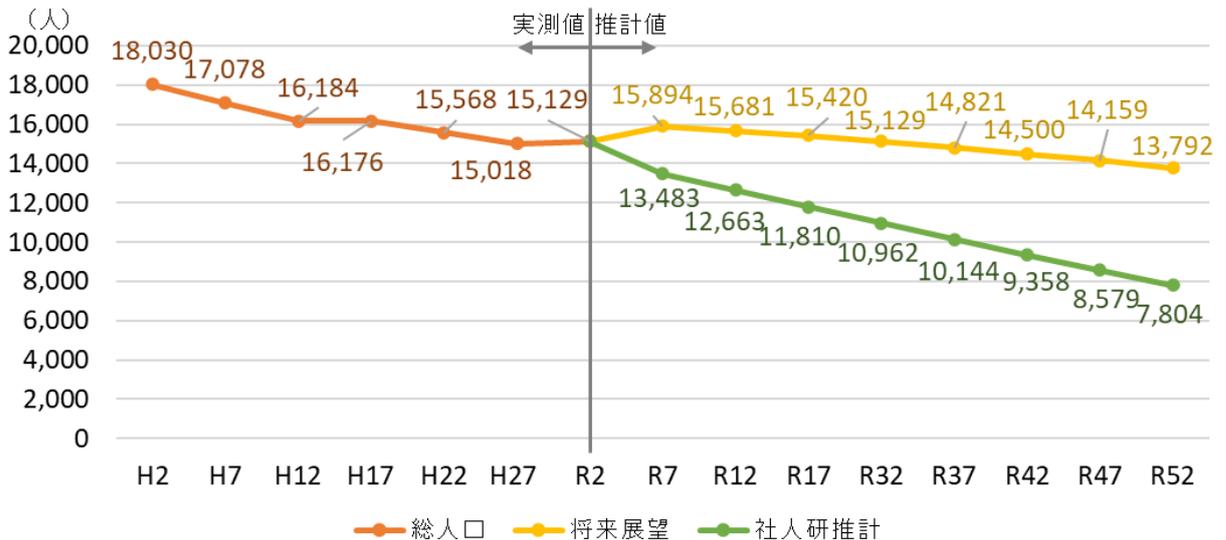
人口動態の推移を見てみると、自然増減はわずかに減少しています。社会増減では年によってばらつきがありますが、平成7(1995)年から比較すると増加傾向にあります。

約30年後の令和37(2045)年の人口は、俱知安町人口ビジョンの将来展望によると約14,821人、社会保障・人口問題研究所の推計人口によると、10,144人になると推計されていますが、令和2年の国勢調査の人口を踏まえると、人口ビジョンに近い形での人口推移が想定されます。



自然増減・社会増減の推移

出典：俱知安町人口ビジョンを基に作成



総人口の推移

出典：社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口、国勢調査、俱知安町人口ビジョンを基に作成

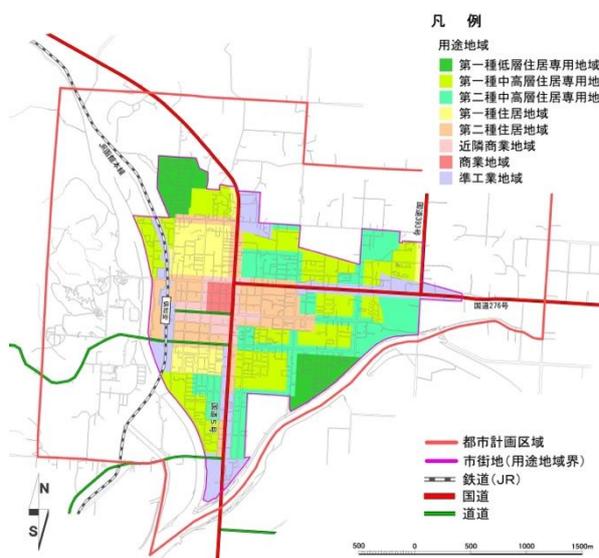
## (2) 都市計画区域の状況

### 1) 都市計画

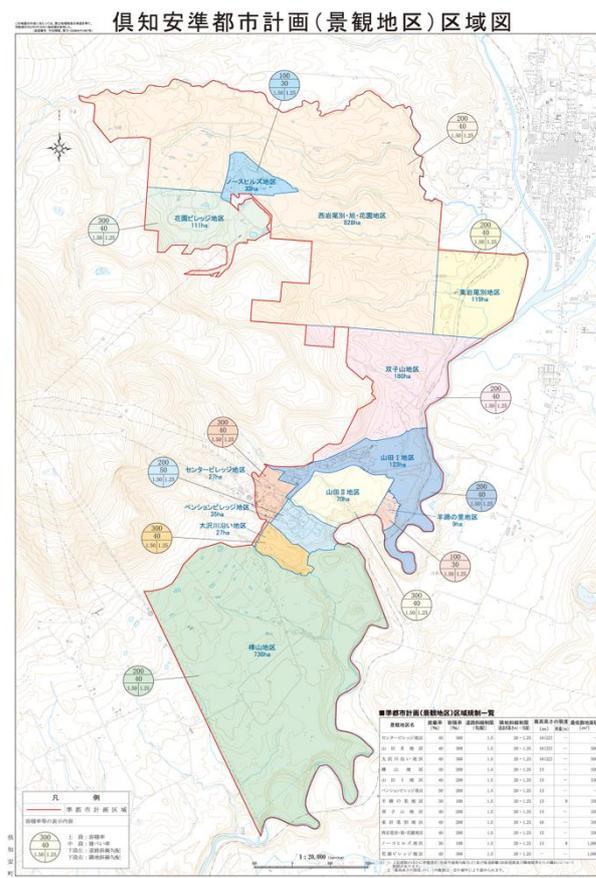
都市計画は、都市計画法<sup>\*\*\*</sup>に基づき定められた計画で、住みよい町にしていくことを目的に、目指すべきまちづくりの構想を基に、土地利用や都市施設などに関する計画を総合的かつ一体的に定めるものです。

倶知安町では、現在、都市計画区域を 1,140ha 指定し、市街化を図るため 407.7ha を用途地域に決定しています。

また、ニセコひらふ地区などのリゾート地を中心とした開発の拡大を受け、平成 20 年に指定した準都市計画区域内には、景観地区と特定用途制限地域を決定し、土地利用の整序および自然景観と環境の保全を図っています。(令和 4 (2022) 年以降に区域を拡大予定)



都市計画区域範囲および用途地域決定状況  
出典：倶知安町都市マスタープラン



準都市計画(景観地区)区域図

出典：倶知安町

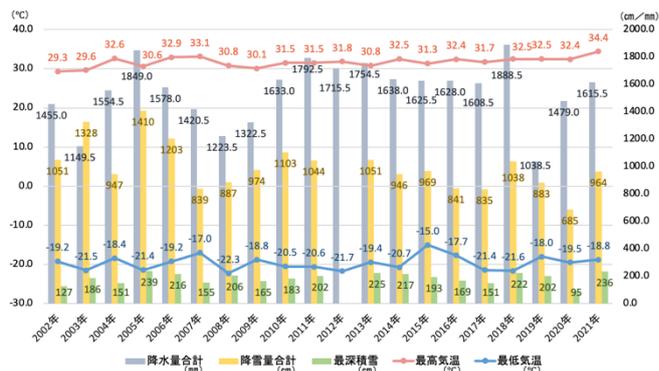
<sup>\*\*\*</sup> 都市計画法：用途地域の設定など区域区分の制度をはじめ、基本的な土地利用規制について定めている法律であり、各種土地関係法令とも関連している

### (3) 気候

倶知安町は、日本海側気候区に属します。一般に、春から夏にかけては温暖で晴天が多いですが、冬は北西からの季節風の影響を受け、降雪量が多いことから特別豪雪地帯※に指定されています。豪雪になる仕組みは、冬、ユーラシア大陸内陸部から偏西風によって運ばれてくる冷氣塊が日本海上空で大量の水蒸気を含み、積乱雲へと発達したのち、倶知安町を囲む山々によって急激に冷やされるためです。1970年（昭和45年）には312cmの積雪量を記録しました。

夏季は、おおむねどの年も最高気温30℃を超えており、冬季は最低気温-15℃を下回ります。

過去20年間の平均の年間降雪量は949.9cmで、札幌市の463.6cmを大幅に上回ります。



過去20年の平均値 (2002年～2021年)	
平均気温	7.4 °C
年間降水量	1548.5 mm
年間降雪量	949.9** cm
最深積雪	177.0** cm
雪日数	120.5** 日

※2012年の降雪量・最新積雪および2007年・2008年・2009年の雪日数は、資料不足のため、含めていない。

#### 倶知安町の気象

資料：気象庁（倶知安町 年ごとの値 主な要素）

\*\*\*※ 特別豪雪地帯：積雪の度合いが高い地域の中でも特に高く、住民の生活や交通に支障が出ている地域

## 2. 緑を取り巻く動向

### (1) 環境問題の深刻化

地球規模において、これまでの大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、森林破壊等の環境問題に留まらず、地球温暖化、気候変動、エネルギー問題などの課題も抱え、生態系への影響、食糧問題、異常気象、自然災害の発生等が懸念されています。

特に、温暖化対策として脱炭素社会を目指すことが世界的な潮流となっており、我が国においては2020年10月に、政府が2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言しており、今後、緑の役割が一層増すことが想定されます。



### (2) SDGsの推進

平成27(2015)年9月に開催された国連サミットにおいて、「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択されました。これは、持続可能でより良い世界を目指し決められた行動計画で、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された世界共通の目標です。「持続可能な開発目標(SDGs)」には、令和12(2030)年までに達成すべき17のゴールと169のターゲットが定められ、緑に係る分野では、保全や再植林を含む持続可能な森林経営の推進などが位置づけられています。



また、平成31(2019)年に倶知安町で開催された「G20北海道倶知安観光大臣会合」において、観光による持続可能な開発目標(SDGs)への貢献の推進を掲げた北海道倶知安宣言が採択され、「地域に固有の自然や文化財が存在しており、これらの資源を保護しながら体験させ、その利益を資源の更なる保護や地元経済への共有に繋げていく責任ある観光を促進」することなどが合意されています。

### (3) 北海道新幹線の延伸

平成24(2012)年に工事实施計画が認可され、新函館北斗から倶知安町を通り札幌までつながる北海道新幹線は、令和12(2030)年度末の開業を目指し、整備が進められています。

令和2(2020)年より、駅舎デザインに関する要望、新幹線駅舎と一体的に整備を検討している都市施設の規模や配置、駅前広場の歩行空間のあり方や市街地との連携など、賑わいづくりに向けた駅周辺施設のあり方について検討しています。

また、令和4年度策定予定の(仮)倶知安町景観計画では、新幹線開通で増加が見込まれるまちの玄関口として、倶知安駅周辺の良好な景観形成のため、重点的な地域としてガイドライン等を定め、適切に誘導を図っていくこととしています。



出典：倶知安町ホームページ

#### (4) 高規格道路の建設

新千歳空港や札幌と国際的観光リゾート地であるニセコエリアへのアクセス性向上や、災害時におけるルート確保、救急医療病院への搬送時間の短縮、物流の効率化などを目的とし、一般国道5号倶知安余市道路（余市・倶知安間延長39.1km）の整備が進められています。

余市・共和間は平成26（2014）年度に、共和・倶知安町間は平成28（2016）年度に事業化しています。

今後の高規格道路の開通に伴い、倶知安町においてはリゾートエリアのみならず市街地の開発の動きが見込まれますが、その反面、森林などの自然環境への影響が懸念されます。



出典：国土交通省小樽開発建設部  
プレスリリース資料

#### (5) 関連計画

##### 1) 国における取り組み

##### ① 国土強靱化計画〔平成30（2018）年12月閣議決定〕

##### a. 概要と理念

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）」に基づき、「大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させる」ことを目的として策定された計画です。

理念に含めている基本目標を「人命の保護」、「国家・社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される」、「国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化」、「迅速な復旧復興」とし、災害時でも機能不全に陥らない経済社会システムを平時から確保し、国の経済成長の一翼を担う事も掲げています。

本計画に関わる内容は、施策分野ごとの推進方針の住宅・都市分野と、農林水産分野、環境分野で触れられています。

##### 【施策分野ごとの推進方針】※要約抜粋

##### ○住宅・都市分野

- ・公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、避難路等の安全の確保。
- ・指定避難所となる施設等の耐震対策、自家発電設備、備蓄倉庫の整備や代替水源・エネルギー・衛生環境の確保、バリアフリー化等による防災機能の強化や老朽化対策の推進。

##### ○農林水産分野

- ・農業水利施設等の長寿命化等の推進、森林の整備・保全など、ハード・ソフト対策を組み合わせた防災・減災対策を関係機関が連携して強化。グリーンインフラの効果が発揮されるよう考慮し取組を推進。
- ・地域の植生や早生樹の活用等、自然との共生の視点も含め、農業・林業等の生産活動を持続し、地域資源の活用を図り適切に保全管理することで、農地・森林等の荒廃を防ぎ国土保全機能を適切に発揮。森林経営の集積・集約化を図り、間伐や再造林、鳥獣害対策等による多様で健全な森林の整備を推進。地域材の積極的な利用及び土木・建築分野でのCLT（直交集成板）等の木材利用のための工法の開発・普及。
- ・地域資源を活用した都市と農村の交流等による地域コミュニティの維持・活性化の促進。

##### ○環境分野

- ・地域循環共生圏の創造を推進し、自立・分散型エネルギーや自然環境が有する多様な機能の活用等を通じて、地域資源の活用を通じた地域のレジリエンス向上に貢献。
- ・自然環境が持つ防災・減災機能を評価し、地域の特性に応じたグリーンインフラの機能を活用した防災・減災対策を推進。森林等の荒廃拡大を防ぐため、鳥獣害対策と自然公園等の整備・長寿命化対策を推進。

## ② シーニックバイウェイ\*北海道〔平成17（2005）年度運用開始〕

### a. 制度の目的と取り組み内容

北海道独自の景観や自然などの地域資源を活かし、美しく個性的な北海道の環境づくりの実現を目指し、地域と行政が連携して道の景観づくりが取り組まれています。令和3（2021）年時点で13の指定ルートがあり、倶知安町は、支笏湖洞爺ニセコルートに含まれています。町内では、活動団体が中心となってビューポイントパーキングでの沿道の植栽や清掃活動、休憩施設の整備など様々な活動が実施されます。

令和3（2021）年4月には国道276号の町内八幡・喜茂別町相川間の約22kmが「秀逸な道」に認定され、今後更なる魅力的な道としての沿道の風景づくりが期待されます。

#### 【指定ルートにおける主な取組】

○美しい景観づくり：活動団体や地域間の連携などにより、沿道景観をより魅力的にする活動。

- ・沿道の清掃活動
- ・植栽活動による広域的な花ロードづくり
- ・現地調査によるルート内の沿道景観診断
- ・ビューポイントの調査・維持管理
- ・広域的な看板の撤去・集約化や統一性のある看板整理の提案

○活力ある地域づくり：地域資源を生かしたまちづくりの勉強会など、地域の誇りを育む活動。

- ・まちづくりのシンポジウムや講演会などの開催
- ・沿道景観をテーマにしたフォトコンテストの実施
- ・歴史的建造物など、地域資源を生かしたまちづくり
- ・周遊ルートづくりや気軽に立ち寄れる案内所の開設

## 2) 北海道における取り組み

### ① 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（区域マスタープラン）〔令和3（2021）年決定〕

#### a. 目標年次 令和12（2030）年

#### b. 基本理念と方針

区域マスタープランは、都道府県が都市計画区域ごとに定める都市計画の総合的な方針となります。

本町の都市計画区域における今後の都市づくりの基本理念は、「都市の防災性向上を図りながらコンパクトな都市構造の維持し、行政の維持管理コストや環境負荷の少ない都市づくりを目指すとともに、暮らしやすく過ごしやすい環境づくりに向け、多様な人々が集い、豊かな自然と共生しながらにぎわいを創出する都市づくりを目指す」こととしています。

本町の緑に関連する方針では、「土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針」、「都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針」、「自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針」で触れられています。

\*\*\*※ シーニックバイウェイ：景観やシーンを意味する「シーニック (Scenic)」と、わき道やより道を意味する「バイウェイ (Byway)」からなる言葉。

### 【方針（緑に関する部分抜粋）】

- 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
  - ・優良な農地との健全な調和に関する方針

本区域のうち集团的農用地や国営・道営の土地改良事業など各種農業投資が実施されている区域及び実施を予定している区域の農地等については、健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農地としてその保全に努め、特に農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域については、「農業上の利用を図るべき土地」として用途地域拡大の対象としない。
  - ・災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

溢水、湛水、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図る。

土砂災害特別警戒区域に指定されている字琴平地区、字旭地区及び北7条東地区については、災害防止の観点から、特に市街化を抑制する。

既成市街地において災害発生の可能性のある地域については、地域防災計画に基づき、災害の防止に努める。
  - ・自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

旭ヶ丘公園内の干害防備保安林及び保健保安林については、森林の持つ公益的機能の維持・増進に努め、今後とも適切な保全を図る。

その他豊かな自然環境を有する山林原野、樹林地、丘陵地、河川敷地及び湿地帯等については、今後とも良好な自然環境の保全に努める。
- 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
  - ・河川（基本方針）

流域が本来有している保水、遊水機能の確保を図りつつ、流域の土地利用計画等を勘案して総合的な治水対策を促進するとともに、自然環境に配慮しつつ、防災と親水を目的として河川及び水辺空間の整備に努める。
- 自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針
  - ・緑地系統ごとの配置方針
    - a 環境保全系統

尻別川及び俱登山川の河川空間を緑の骨格とし、干害防備保安林並びに保健保安林を有する旭ヶ丘公園を緑の拠点とする。

自然環境の保全と共生ができる施設として、様々な樹種が植生されている百年の森公園を配置する。
    - b レクリエーション系統

日常圏的なレクリエーション活動に対処する緑地として、中央公園を配置するとともに週末圏的なレクリエーション活動に対処する緑地として旭ヶ丘公園を配置する。

自然とふれあいのできる施設として百年の森公園を配置する。
    - c 防災系統

災害時における一時的な避難場所及び防災活動の拠点として、オープンスペースを有する旭ヶ丘公園及び中央公園を配置する。
    - d 景観構成系統

自然性に富んだ緑地や風致の維持、良好な景観形成に資する緑地の保全に努めることとし、市街地西部及び北部の樹林地の保全を図る。

市街地内においては社寺林の保全に努め、積極的に公共施設緑地を取り込むことで緑化に努める。

北海道新幹線倶知安駅の駅前広場及び駅周辺において緑化に努める。
  - ・コンパクトなまちづくりに対応する緑地の配置方針

コンパクトなまちづくりを進めるため、区域内の公園緑地の適正配置を進める。

また、人口減少等の社会情勢やニーズに対応した緑地の適正配置を実現する観点から、区域内の公園緑地等が都市の利便性上より有効となるように配置する。
  - ・主要な緑地の確保目標（概ね10年以内）

総合公園について、旭ヶ丘公園の再整備を図る。

② 北海道みどりの基本方針〔平成 31（2019）年策定〕

a. 対象期間：長期的な方針として策定するものとし、計画期間を定めない

b. 目的

道内都市圏における緑地の保全や緑化の推進等に係る考え方や方向性を示し、関係機関や住民の理解と協力を得ながら都市の「みどり」の保全や整備、質の向上や有効活用を図って、道民の健康で文化的な都市生活を確保する。

**【方針】**

<方針 1> みどりのストック効果を高めるマネジメントの実践

- ・みどりが持つストック効果の創出
- ・都市公園等の戦略的配置とネットワーク化
- ・グリーンインフラに関する取組の推進

<方針 2> 官民連携によるみどりマネジメントの実践

- ・多様な主体によるみどりの管理運営強化

<方針 3> 柔軟に使いこなす都市公園等マネジメントの実践

- ・子育て支援や福祉などさまざまな視点で都市公園等を使いこなす

**【施策】**

施策 1 市町における緑の基本計画の充実化、高度化      施策 2 公園施設等長寿命化計画への積極的な取組  
施策 3 各種制度等の戦略的な活用～都市計画制度、PPP/PFI～

③ 羊蹄山麓広域景観づくり指針〔平成 18（2006）年策定〕

a. 目的（前文）

はじめに私たちが暮らす羊蹄山麓地域（蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町）は、四季折々に表情を変える豊かな自然に恵まれ、羊蹄山をはじめとする自然と田園景観が織りなす様子は、他では見ることのできない魅力的なものとなっています。

しかし、近年、地域を取り巻く社会経済状況の変化等により、廃屋や荒れた農地、不法投棄等、地域の美しい景観を損なう事象が目立つようになってきました。

行政界を越えて広域に広がっているこの景観は、私たちの貴重な財産であるとともに大切な地域資源であり、共に協力して守り育て、未来の世代へ引き継いでいく責任があります。

私たちは、地域への誇りと愛着を持ち、一人一人が景観づくりの担い手であることを自覚し、快適で魅力ある地域を創造していくため、この指針を策定します。

### 【基本方針】

#### 1. 山並景観

羊蹄山・ニセコ連峰・昆布岳・尻別岳と周囲の山並のスカイラインを損なうことのないように努めるとともに、森林の開発についても周囲の景観との連続性に配慮し、美しい森林景観の保全に努めます。

林業経営の安定をめざしながら良好な森林の育成を進めるとともに、美しい森林景観と豊かな山並をより楽しむことができるよう、散策・ハイキングコースの整備を進めます。

#### 2. 水辺景観

水質の向上、河畔林の保全、回遊路の確保といった魚類の生息環境改善などにより、尻別川とその支流が持つ固有の生態系の保全・回復とともに、緑豊かな水辺景観づくりを進めます。

釣り、ラフティング、カヌーなど多くの河川利用者が、共に良好な水辺景観を楽しむことができるよう、ゴミを捨てない、水を汚さないなどのマナーの普及を図るとともに、尻別川利用についてのルールづくりを進めます。

#### 3. 田園景観

羊蹄山麓の素晴らしい景観と清らかな環境の中で生産される安全・安心な農作物としてブランド力の向上を図り、農業経営の安定をめざしながら、自然と調和した田園景観の維持・向上に努めます。

羊蹄山麓ならではの景観作物（注1）の導入や農家における花壇の普及など、新たな田園景観の創出を図るとともに、荒廃した休耕地、廃屋の適切な管理に努めます。

#### 4. 沿道景観

多くの景観が沿道の景観として意識されることから、ゴミ、のび放題の雑草、さまざまな道路工作物、廃車、廃屋などが、景観阻害要素にならないように努めるとともに、ビューポイント、食事・休憩施設、案内標識など景観を楽しむための施設整備にも努めます。

#### 5. 市街地景観

恵まれた自然景観にふさわしい市街地となるよう、通りを花で飾ったり、ゴミを拾うなど、身近な暮らしの中で取り組みを進めます。また、通りや建物についても、豪雪の地ならではの工夫に一層取り組み、自然や気候・風土に合った街並づくりを進めます。

#### 6. 観光地景観

ニセコエリア、ルスツエリアといったスキー場・レジャー施設・別荘地・宿泊施設などが集積する場所では、土地の利用方法や施設づくり、屋外広告物などが、周囲の自然景観、田園景観と調和するように努めます。

### 3) 倶知安町における取り組み

#### ① 第6次倶知安町総合計画〔令和2（2020）年度策定〕

a. 計画期間 令和2（2020）年度～令和13（2031）年度までの12年間

b. 目指す町の姿（将来像）

『いつまでも住み続けたい町“くっちゃん”』

今日まで幾多の困難を乗り越え、先人が創りあげた本町をさらに発展させ、この町に生活する全ての人々が、この町に住んで良かったと感じ、夢をもって住み続けられることを目指す町の姿（将来像）として、高齢者、子ども、子育て世代、障がい者、商業・農業・観光業を営む人など、本町で暮らす全ての人々がそれぞれに幸せを感じ、それぞれが充実した生活ができるような施策を各分野で展開していきます。

#### まちづくりの基本目標

○くっちゃんでも暮らす幸せを感じる

- ・安心して子育て子育てができるまちにする
- ・健康で笑顔があふれるまちにする
- ・住みたくなる都市（まち）にする

・誰もが長く働き続けられるまちにする

・帰ってきたくなる故郷（まち）にする

・新幹線と高速道路によって人と地域がつながるまちにする

○くっちゃんでも交流する幸せを感じる

- ・交流エリアとしての質を高める
- ・交流タウンとして多文化共生を実現する

・交流タウンとしての魅力を高める

② 倶知安町都市計画マスタープラン〔平成30（2018）年3月策定〕

a. 計画期間 平成30（2018）年～平成50（2038）年までのおおむね20年間

b. 将来都市像

ふれあい豊かに質の高い暮らしと文化があるまち  
～多様な人が集い・にぎわい豊かな、未来へ飛躍する自然と共生するまち～

c. 将来市街地規模

将来の市街地人口は、現況よりも若干の増加が見込まれますが、市街地内には低未利用地も存在することから、これ以上の拡大をしないこととします。

**都市づくりの方針（緑に関する部分を抜粋）**

○土地利用の方針

- ・住宅需要や地域特性に対応した住宅地づくり  
気候風土に対応した住宅地づくり
- ・市街地を取り巻く自然環境の保全  
都市計画区域外の土地利用コントロール 多面的機能を持つ優良農地の保全  
健全な森林環境の保全 うるおいのある水辺環境の保全

○環境共生の方針

- ・身近な緑の保全と創出  
拠点的な公園等の機能維持 身近な公園・緑地の保全・整備  
市街地内における緑化の推進

○景観づくりの方針

- ・広大な自然景観の保全  
周囲の景観と調和する開発の誘導 尻別川の水辺景観の保全
- ・人々を迎える魅力的な街並みの形成  
町全体の景観の向上 町の顔となる倶知安駅周辺の景観形成  
魅力的なリゾート地区の景観形成

③ 倶知安町観光振興計画〔令和2（2020）年3月策定〕

a. 計画期間 令和2（2020）年度～令和13（2031）年度までの12年間

b. 基本構想

観光で「地域」が元気になる  
【空間の視点】開発の外延化の阻止  
【産業の視点】観光サービス業の地場産業化  
【住民の視点】リゾート・リテラシーの向上

**戦略（緑に関わる部分のみ抜粋・要約）**

○持続可能性の確保

- ・開発許容エリアとしての「リゾートエリア」設定  
外部のエリアを保全地域とし、スプロール化を抑える

○リゾートの魅力向上

- ・農業と観光の連携  
地元食材を町内の宿泊・飲食業に提供する仕組みづくり。  
自然美を象徴する風景としての田園風景を倶知安町の貴重な観光資源として保全・活用
- ・水辺景観の保全と活用  
尻別川の水と緑の水辺景観の保全を図りつつ、水辺の魅力を感じることができる親水空間として、関係機関と連携しながら維持。

#### ④ 俱知安町地域防災計画〔令和2（2020）年策定〕

##### a. 目的

予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するに当たり、防災関係各機関が、その機能の全てをあげて町民の生命、身体及び財産を災害等から保護するため、本町における防災の万全を期することを目的とする。

**町、各防災関係機関、事業所、自主防災組織及び町民が、相互に協力・連携する防災体制を確立し、災害に強いまちづくりを推進していく**

○災害予防計画

<災害につよいまちづくり>

-都市防災環境整備の推進

- ・学校、公園・緑地・広場（オープンスペース）等の整備

<避難体制整備計画>

-避難所の確保等

- ・指定避難所の指定

<水害予防計画>

-予防対策

- ・河川改修事業等の治水事業の推進

<風害予防計画>

-予防対策

- ・防風林造成事業等の治山事業の推進

○地震災害対策計画

<地震に強いまちづくり推進計画>

-地震に強いまちづくり

- ・一時避難地として都市公園、河川など骨格的な都市基盤施設、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保など防災に配慮した都市計画や土地利用の誘導。

-復旧対策基地の整備

- ・震災後の復旧拠点基地、救援基地となる都市公園等の整備に努める。

など

#### ⑤ 第2期俱知安町子どもプラン〔令和2（2020）年3月策定〕

（子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進行動計画）

a. 計画期間 令和2（2020）年度～令和6（2024）年度までの5年間

##### b. 基本理念

『すべての子どもが明るく健やかに 成長できるまち 俱知安』

俱知安町にある自然環境や地域資源、地域社会との関係のもとで、「子どもの最善の利益」が実現され、また、何よりも子どもの人権が尊重され、すべての子どもの育ち（発達）が保障される地域社会をめざす。

**施策の展開（緑に関わる部分のみ抜粋）**

○子育てを支援する生活環境の整備

- ・公共施設のユニバーサルデザインの推進

新たに建設される公共施設等については、施設全体のバリアの解消を図り、ユニバーサルデザインを推進するほか、多目的トイレの設置やトイレ内にベビーシート・ユニバーサルシートの設置を図るなど、乳幼児連れの親または高齢者、障がいのある人が安心して外出できる環境の整備に努めます。

○子供遊び場の整備

- ・子どもの遊び場の整備

街区公園はどんぐり公園等、既に9公園が整備されており、公園数、面積要件等は充足されてきています。平成23年度に俱知安町公園施設長寿命化計画を策定しており、この計画に沿って老朽化した施設の健全度を把握し、定期点検等により安全性を確保していきます。また、社会資本整備総合交付金等を活用し、各種公園施設を計画的かつ効率的に改修・更新していきます。

- ・冬期間の公共施設における遊び場の確保

冬期間は積雪のため、子どもたちの遊び場が減少することから、体育館や世代交流センターの開放を行い、また、屋外では旭ヶ丘公園等を住民が安全で気軽に活動できる場所として整備に努めます。

⑥ 倶知安町公共施設等総合管理計画〔平成 29（2017）年 3 月策定〕

a. 計画期間 平成 29（2017）年度～令和 37（2055）年度までの 39 年間

b. 管理の方針

管理の方針として「公共施設等の長寿命化」、「更新・維持管理費及び施設等総量のマネジメント」、「施設等の安全性確保とサービス水準の維持」、「コンパクトなまちづくりとまちの質を高める施設等の適正配置」、「総合的・戦略的な施設管理のための体制整備」の 5 つを掲げています。

**管理の基本的な方針（緑に関わる部分のみ抜粋）**

○スポーツ・レクリエーション系施設

現状の機能を維持しながら、施設の利用度やニーズをふまえ、計画的な継続管理や改修・修繕等を検討します。特に、老朽化が進んでいる町営プールについては、学校での利用もあるため、改修・修繕などの対応について早期に検討を行います。

○公園施設

「倶知安町公園施設長寿命化計画」の方針に基づいて、適切な改築・更新時期を定め、改築・更新時期までの間は、長寿命化計画に基づき修繕、補修を行い、施設の延命を図ります。

⑦ 倶知安町環境基本計画〔平成 18（2006）年 3 月策定〕

a. 計画期間 平成 18（2006）年度～令和 7（2025）年度までの 20 年間

b. 基本理念

協働で創造する、自然生態系に即した循環と共生のまちづくり。

～羊蹄山やニセコ山系に発するおいしい湧水と尻別川の清流、そして野生生物の多様な生態系を育むこの環境を、私たちは協働の力でまもっていく～

**協働で創造する、自然生態系に即した循環と共生のまちづくり**

**【「環境を見直すはじめの一歩」プロジェクト】**

- クトサン川と硫黄川の自然の循環を再生する（北部地区）
- 羊蹄とニセコの森の機能を再生する（南西部）
- 水田と百年の森の生態系を再生する（東部地区）
- 街路樹と花で市街地景観を再生する（市街地区）
- 多様な野生生物種の生息状況を調べる（全域）

- 街路樹と花で市街地景観を再生する
  - ・都市公園や街路樹などの樹種調べ
  - ・街路の植栽柵の花と緑づくり
  - ・街路樹や公園以外の市街地の緑の回廊づくりの検討

### 3. 俱知安町の緑の現況と課題

まず、本計画における「緑」を以下のように整理します。

#### 俱知安町における「緑」の定義

- 自然環境と深いつながりのある樹林地や河川等の水辺
- 営みによって形成する森林や農地
- 都市の潤いにつながる公園・緑地・広場等のオープンスペースや公共施設・住宅地等の緑化

#### 【施設緑地】 公有化して管理されている緑地のこと

都市公園	都市計画区域内に地方公共団体または国が設置する公園・緑地とその公園施設
公共施設緑地	しりべつ川リバーパークや開発行為緑地など公園緑地に準ずる機能を持つ施設・オープンスペースや、学校や文化施設などの公共公益施設の植栽地
民間施設緑地	市民緑地や社寺の境内など民間施設の植栽地

#### 【地域制緑地】 土地利用の規制により確保される緑地のこと

法によるもの	都市緑地法の基づく緑地保全地域や都市計画法に基づく風致地区、景観法に基づく景観重要樹木など	
その他の法によるもの	自然公園地域	保護及び利用増進を図るべき自然の風景地で、自然公園法に基づき自然公園として指定された地域
	農用地区域	農業上の利用を確保すべき土地として指定された区域
	保安林	土砂崩れ等災害の防備や生活環境の保全などのために指定される森林
	地域森林計画対象民有林	森林法に基づく森林計画の対象となる民有林（道有林・町有林を含む）
	河川	緑の計画の範囲では、尻別川や砂利川、クトサン川、硫黄川が該当する
協定によるもの	都市緑地法に基づく緑地協定や景観法に基づく景観協定で定められている植栽地	
条例等によるもの	緑地の保全地区や緑化の協定地区など、条例や要綱、契約、協定等により定められている地区や植栽地	

次に、俱知安町の緑について、以下の3つの観点から現況と課題を整理しました。

(1) 町民ニーズに対応した公園・緑地の整備と管理、活用

(2) 農地や森林の保全と活用

(3) 緑づくりの取り組み

## (1) 町民ニーズに対応した公園・緑地の整備と管理、活用

### 1) 現況

#### ① 施設緑地の現況

本計画対象区域内における施設緑地は、都市公園、開発行為緑地や公共公益施設の植栽地を指す公共施設緑地のほか、民間施設緑地を対象としています。

都市公園は、用途地域面積407.7haに対して9.6ha(2.3%)の緑地量です。また、都市計画区域面積1,140haに対しては、60.5ha(5.3%)の緑地量となっています。

公共施設緑地全体では、用途地域面積に対して11.0haを(2.7%)、都市計画区域全体では、都市計画区域面積に対して83.8ha(7.3%)の緑地量となっています。

社寺などの民間施設緑地は、用途地域面積に対して2.9ha(0.7%)、都市計画区域全体では、都市計画区域面積に対して3.1ha(0.3%)の緑地量となっています。

農地は、用途地域面積に対して28.5ha(7.0%)、都市計画区域面積に対しては、222.2ha(19.5%)の緑地量です。

これら全体を合わせると、施設緑地は用途地域面積に対して51.9ha(12.7%)、都市計画区域面積に対しては、369.6ha(32.4%)の緑地量となっています。



しりべつ川リバーパーク  
出典：倶知安町ホームページ



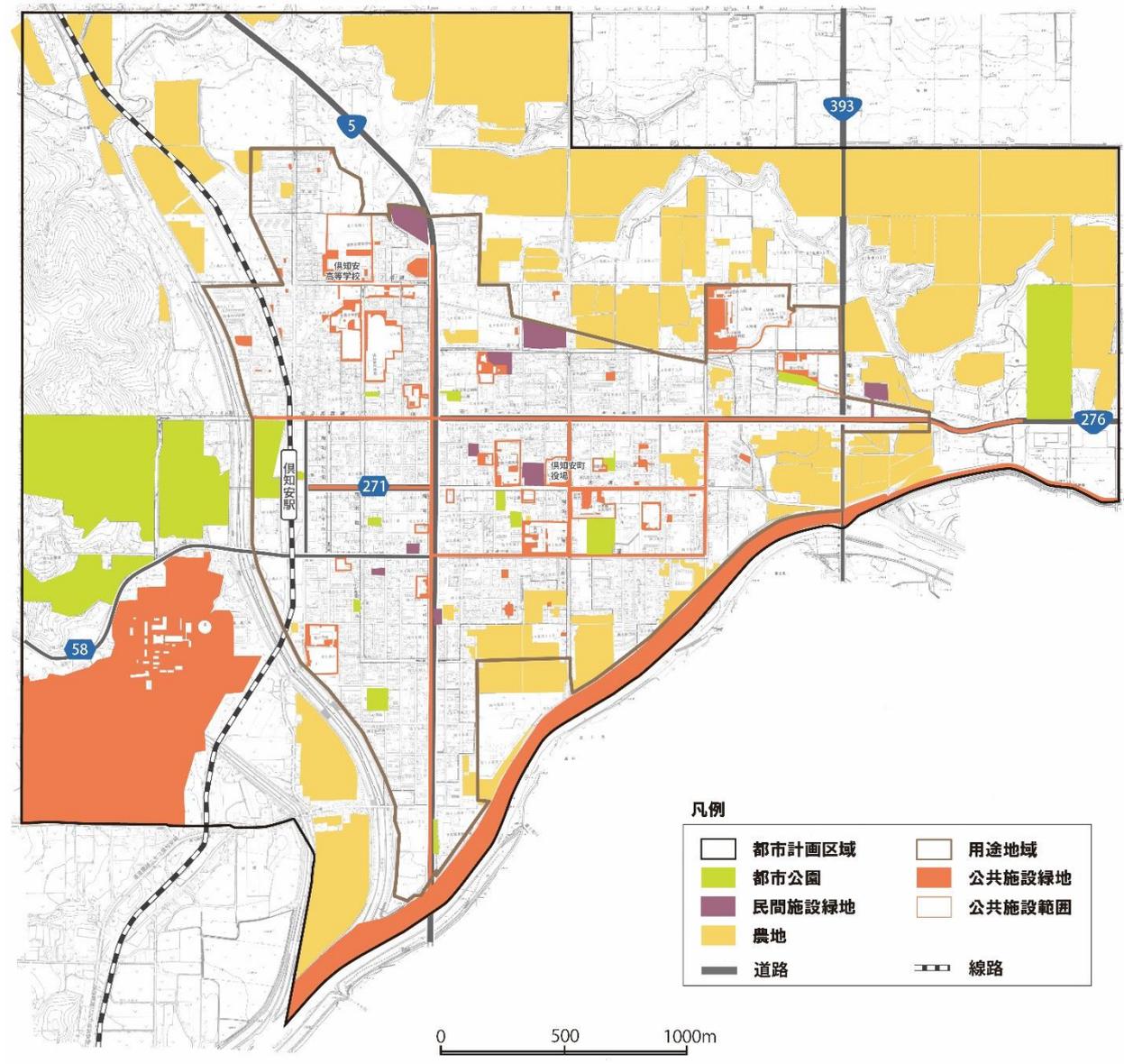
文化福祉センター  
出典：倶知安町ホームページ

区分	①用途地域内 407.7 ha			②用途地域外 732.4 ha			①+②都市計画区域 1,140 ha			備考	
	箇所数 (箇所)	面積 (ha)	用途地域 内に対する 割合 (%)	箇所数 (箇所)	面積 (ha)	用途地域 外に対する 割合 (%)	箇所数 (箇所)	面積 (ha)	都市計画 区域に対する 割合 (%)		
都市公園	12	9.6	2.3	2	51.0	7.0	13	60.5	5.3	用途地域外：百年の森、旭ヶ丘公園の一部	
公共施設	公共施設緑地 (公共空地)	23	3.2	0.8	1	11.5	1.6	24	14.7	1.3	公営住宅公園、開発行為緑地、尻別川リバーパーク(用途地域外)
	公共施設緑地 (公共公益施設の植栽地)	20	7.8	1.9	1	61.2	8.4	21	68.9	6.0	教育施設、行政施設、文化施設
	街路樹	14	0.1	0.02	2	0.1	0.02	16	0.2	0.02	植樹帯(樹木本数：用途地域内289本、用途地域外77本)
	小計	57	11.0	2.7	4	72.8	9.9	61	83.8	7.3	
民間施設緑地 (植栽地)	9	2.9	0.7	1	0.2	0.02	10	3.1	0.3	社寺の植栽地	
農地	130	28.5	7.0	327	193.8	26.5	457	222.2	19.5		
計	208	51.9	12.7	334	317.7	43.4	541	369.6	32.4		

※面積は図上計量による

注) 割合の数値は四捨五入の関係で、合計値が一致しない場合がある。

都市計画区域内の施設緑地



施設緑地位置図

② 都市公園開設状況

倶知安町の都市公園は、都市計画区域内に大小 13 箇所あり、そのうち 2 か所が都市計画決定をしています。

平成 9 年の百年の森公園（用途地域内では、平成 8 年の中央公園）以降、新たな設置はありませんが、都市公園の整備や適切な維持管理に努めてきました。

都市計画区域内における町民一人当たりの公園面積は 48.8 m<sup>2</sup>で、北海道全体の一人当たりの公園面積 28.9 m<sup>2</sup>を大きく上回る広さです。

30 年以上経過した公園が全体の 7 割を超えておりますが、都市公園内の老朽化している遊具・施設については、「倶知安町公園施設長寿命化計画」に基づき、必要に応じて撤去または更新をしています。

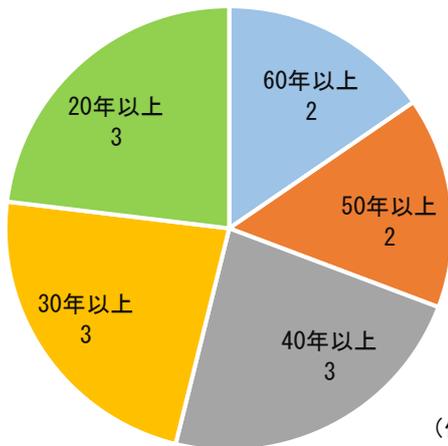


旭ヶ丘総合公園  
出典：倶知安町ホームページ

都市計画区域公園面積（都市公園）	605,400 m <sup>2</sup>
都市計画区域内人口	12,400 人
倶知安町民一人当たりの公園面積	48.8 m <sup>2</sup> /人
北海道の一人当たりの公園面積	28.9 m <sup>2</sup> /人
全国の一人当たりの公園面積	10.5 m <sup>2</sup> /人

※都市計画区域人口は令和 2 年 3 月 31 日時点の人口  
※公園面積は令和元年度の面積  
※北海道及び全国の一人当たりの公園面積は平成 31 年 3 月 31 日時点/特定地区公園は含まない（出典：北海道ホームページ）

都市公園区域内における一人当たりの公園面積



都市公園の開設からの経過年数

経過年数	公園
60年以上	旭ヶ丘公園, どんぐり公園
50年以上	白樺公園, みどり公園
40年以上	あかしや公園, さくら公園, ちびっこ公園
30年以上	レルヒ記念公園, しらゆき公園, 六郷鉄道記念公園
20年以上	駅前公園, 中央公園, 百年の森公園

※経過年数は、令和 3 年度末における年数

公園名	長寿命化対象施設	実施の有無	実施状況		
			実施内容	年度	備考
どんぐり公園	複合系遊具	○	修繕	H27	
	ジャングルジム		未実施	-	
しらゆき公園	ブランコ	○	更新	H30	4 連コンビブランコ
	シーソー	○	更新	H30	4 人乗りシーソー
	コンビネーション	○	修繕	H29	
六郷鉄道記念公園	ターザンロープ	○	修繕	H29	
	トイレ	○	改修	H25	バリアフリー化
	コンビネーション	○	更新	H28	大型鋼製複合遊具
旭ヶ丘公園（わんぱく広場）	ジャングルジム		未実施	-	
	スプリング遊具	○	撤去	H24	
	トイレ	○	更新	H29	
	コンクリートアニマル	○	撤去・新設	H27	鋼製複合遊具
旭ヶ丘公園（水遊び広場）	プレイハウス	○			
	じゃぶじゃぶ池	○			

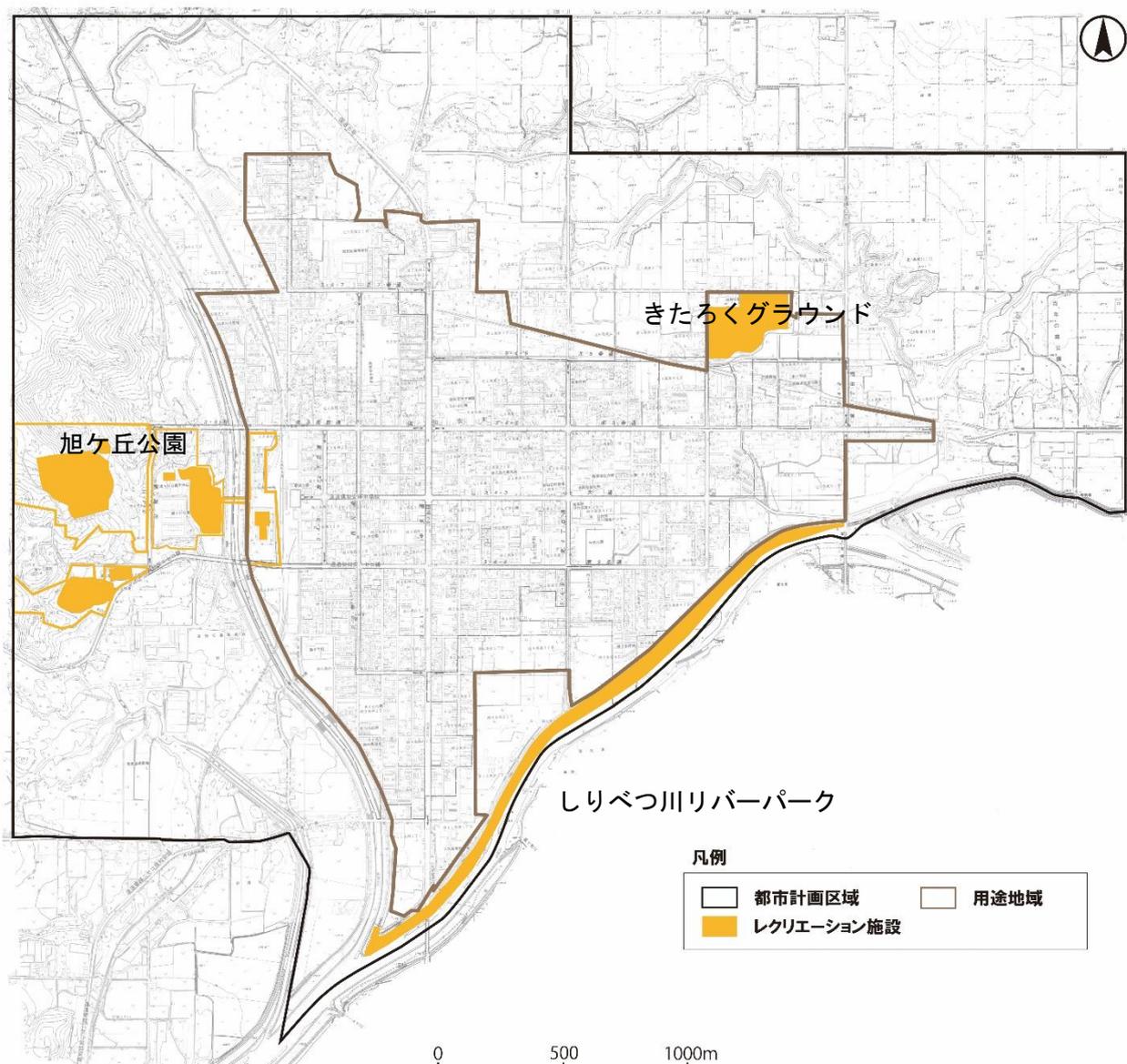
公園施設の長寿命化実施状況（H24～）

③ レクリエーション施設の現況

本計画対象区域内のレクリエーション施設は、次のとおりです。

番号	施設名		所在地	設置年月	建物・施設面積 (㎡)	施設の概要
①	旭ヶ丘公園	野球場	字旭	S39.7	11,500	2面
②		スキー場		S39.10	162,200	ペアリフト1基
③		町民庭球場		S59.5	2,960	軟式用5面
④		パークゴルフ場		H11.5	30,000	27ホール
⑤		キャンプ場		H1.5	1,000	野外炉6基、トイレ男女各1棟、炊事場1棟
⑥		総合体育館		H6	-	アリーナ、トレーニング室等
⑦	きたろくグラウンド	ソフトボール球場	北6東8	S55.5	7,100	4面(1区画内)
⑧	しりべつ川リバーパーク	テニスコート	南11条～ 字寒別	-	2,400	硬式用3面

レクリエーション施設



レクリエーション施設位置図

#### ④ 公園や公共施設などの施設に関する町民意識（アンケート調査結果）

##### ア 公園の利用度

###### ■ 倶知安町の公園を利用しない町民が多く若年層の利用が少ない

- ・ 「あまり利用しない」「全く利用しない」と回答した町民は、合わせて約 55%で、「よく利用する」「ときどき利用する」と回答した約 38%を上回りました。
- ・ 「利用しない」と回答した人の各性別の年代別では、男性は 10 代 20 代で、女性では 10 代で、60 代では男女ともに高くなりました。

###### ■ 公園を利用する町民の中では、旭ヶ丘公園の利用率が最も高い

- ・ 利用すると回答した約 38%のなかで、主に利用する公園が「旭ヶ丘公園」と回答した人が約 70%で最も多く、次が「しりべつ川リバーパーク」約 38%でした。

##### イ 公園の利用目的、利用しない理由

###### ■ 公園を利用する目的は「散歩や運動をするため」、利用しない理由は「利用する目的がない」という回答が最も多い

- ・ 利用する目的で最も多かったのは、「散歩や運動をするため」の約 59%、次いで「休憩や、リフレッシュするため」の約 40%でした。
- ・ 利用しない理由で最も多かったのは、「利用する目的がない」の約 51%、次いで「特に理由はない」の約 22%でした。利用しない人の多くは、公園への関心が薄いことが伺えますが、「30 代」で「管理状況が悪いから」と回答した割合が全体に比べ高くなりました。

##### ウ 公園の現状への満足度

###### ■ 遊具などの設備への満足度が特に低い傾向にある

- ・ 満足度の高いもの「緑や芝生などの多さや公園の広さ」、自宅から公園までの距離、公園内の清掃や樹木管理状況、公園内の安全性、利用上のルールについては、全体的に満足度が不満足度よりも高い傾向にあります。
- ・ 満足度の低い「遊具などの設備」については、不満足度が約 26%で、満足度の約 19%を上回りました。



## エ 公園の役割や機能

### ■子供たちの遊び場が特に重要だと考えられている

- ・ 公園の機能や役割として重要なものとして、最も多く回答されたのが、子どもたちの遊び場で約74%、次いで住民の憩いの場で約50%でした。



## オ オープンスペース

### ■居住地付近に空地がある事が多く、堆雪場として利用されているケースが高い

- ・ 居住地付近に空地や広場があると回答した人は約70%でした。また、その土地がどのように活用されているかでは、「堆雪場として利用されている」が60%と、他の回答と大きく差が出ました。
- ・ 居住地区別では、「駅周辺」で「駐車場として利用されている」、「市街地（南東地区）」で「町内会などの活動に利用されている」と回答した割合が他と比べ高くなりました。

### ■町内の空地や広場は減少傾向にあると感じている割合が高い

- ・ 「空地や広場が減っている」「少し減っている」と回答した人は約38%で、「増えている」と「少し増えている」と回答した人を上回っています。
- ・ 空地や広場が減少していると感じている要因として、ここ数年のアパート建設の増加などの影響が考えられます。

### ■空地は堆雪場として確保すべきと考えている町民が多い

- ・ 空地や広場についての考え方として、「堆雪場として確保すべき」が53%で最も多く、次に「ポケットパークなど身近に憩うことのできる場とすべき」の約35%でした。
- ・ 豪雪地帯である倶知安において、堆雪場の確保が重要な課題であるため、夏場のオープンスペースとしての地域での利活用も課題となります。

## カ 緑の多さについて

### ■居住地付近と町全体の緑の量は多いと感じている傾向。一方で、駅前通り周辺の緑の量は少ないと感じている傾向

- ・ 「居住地付近の緑」の印象は、「十分に多い」、「多い」合せて約44%、次いで、「どちらともいえない」の約28%でした。
- ・ 「町全体の緑」の印象は、「どちらともいえない」が約38%で最も多いものの、「十分に多い」、「多い」合わせた割合も約35%でした。
- ・ 「駅前通り周辺の緑」の印象は、「少ない」と「非常に少ない」合わせて約48%で最も多く、駅前の緑の印象をどのように変えていけるかが今後の課題です。

## キ 緑の量の変化

■ 倶知安町に住み始めてから、町の緑の量は変わっていないと感じている町民が半数を超える

- ・ 「あなたの居住地付近の緑」、「駅前通り周辺の緑」、「町全体の緑」に対して、3つの項目共通で「変わらない」と回答した人が約50%~60%で最も多く、次いで「少し減った」、「かなり減った」と回答した人が約25%~40%です。

## ク 緑の量

■ 川辺や身近な公園の緑の量への満足度は高い一方で、民間施設の緑の量への満足度は低い

- ・ 「尻別川などの川辺の緑」、「身近な公園の緑」は、満足度が50%程度と、全体の中で高いです。
- ・ 「町の施設や国・北海道の施設の緑」、「街路樹など道路沿道の緑」、「住宅地の緑」、「店先のプランターや鉢植えなどの緑」、「市街地周辺の樹林地」に関してはどの項目も「どちらともいえない」が最も多い回答でした。
- ・ 「ホテルや商業施設、工場などの緑」は、「どちらともいえない」が最も多い回答ですが、不満を感じている割合の約25%が、満足している割合の約16%を、上回る結果となりました。



## 2) 課題

### ① 公園施設の老朽化への対応

都市公園の遊具等の施設では、一部で老朽化が進み、大規模な修繕が必要なものもあるため、令和3年度中に公園内の施設を点検し、新たに今後10年の「長寿命化計画」を策定する予定です。

公園の利用については、利用者の多い公園と少ない公園があり、遊具の充実度やトイレ・水飲み場等の有無による機能面の差が考えられます。

また、旭ヶ丘公園ではスポーツ施設が老朽化し、一部利用できないものもあるなど、各施設全体のあり方が課題と言えます。

### ② 新幹線倶知安駅開設に伴う検討の必要性

新幹線倶知安駅周辺整備に伴い、旭ヶ丘公園の一部、駅前公園が現時点における整備検討範囲に係ることから、縮小・廃止・機能移転等の検討が必要となります。

また、旭ヶ丘公園における新たな活用をはじめ、管理手法・新幹線駅との連携した公園利用の検討が求められます。



### ③ 河川緑地の保全および整備・維持管理

倶知安町が有する豊かな水辺環境は、町民の憩いの場になるだけでなく、動植物にとっての生息・生育空間でもあることから、緑地の確保と水辺環境の保全をしていく必要があります。

しりべつ川リバーパークにおいては、河川敷としての安全性の機能に加え、町民の憩いの場やレジャーの場として整備し、利用されていることから、今後もグリーンインフラとしての多面的な機能の維持が求められます。

倶知安町については、今後の新幹線駅開業に伴い、駅西側の緑地としての機能が注目されます。



### ④ 地域特性やニーズに対応した公園・緑地の活用

都市公園の持つ機能を発揮し、町民による積極的かつ柔軟な利用の促進につなげていくためには、行政だけでなく多様な主体による公園整備や管理も考えられます。

アンケート結果による公園の満足度を参考にしながら、住民に身近に感じて利用される公園が求められます。

## (2) 農地や森林の保全と活用

### 1) 現況

#### ① 地域制緑地の現況

本計画対象区域である都市計画区域内において、「農用地」は西側を除く外縁に、「地域森林計画対象民有林」は南側を除く外縁にそれぞれ広がっており、「保安林」は旭ヶ丘公園の北側に保健休養の機能として指定されています。また、「河川」は、尻別川とその支流の倶登山川の2つの河川によって市街地を形成し、その外側には東側から流れる砂利川、西側から流れる硫黄川が尻別川にそれぞれ合流しています。これらを合わせた全体の緑地量は 341.6ha となり全体面積の 30%となります。



出典：倶知安町ホームページ

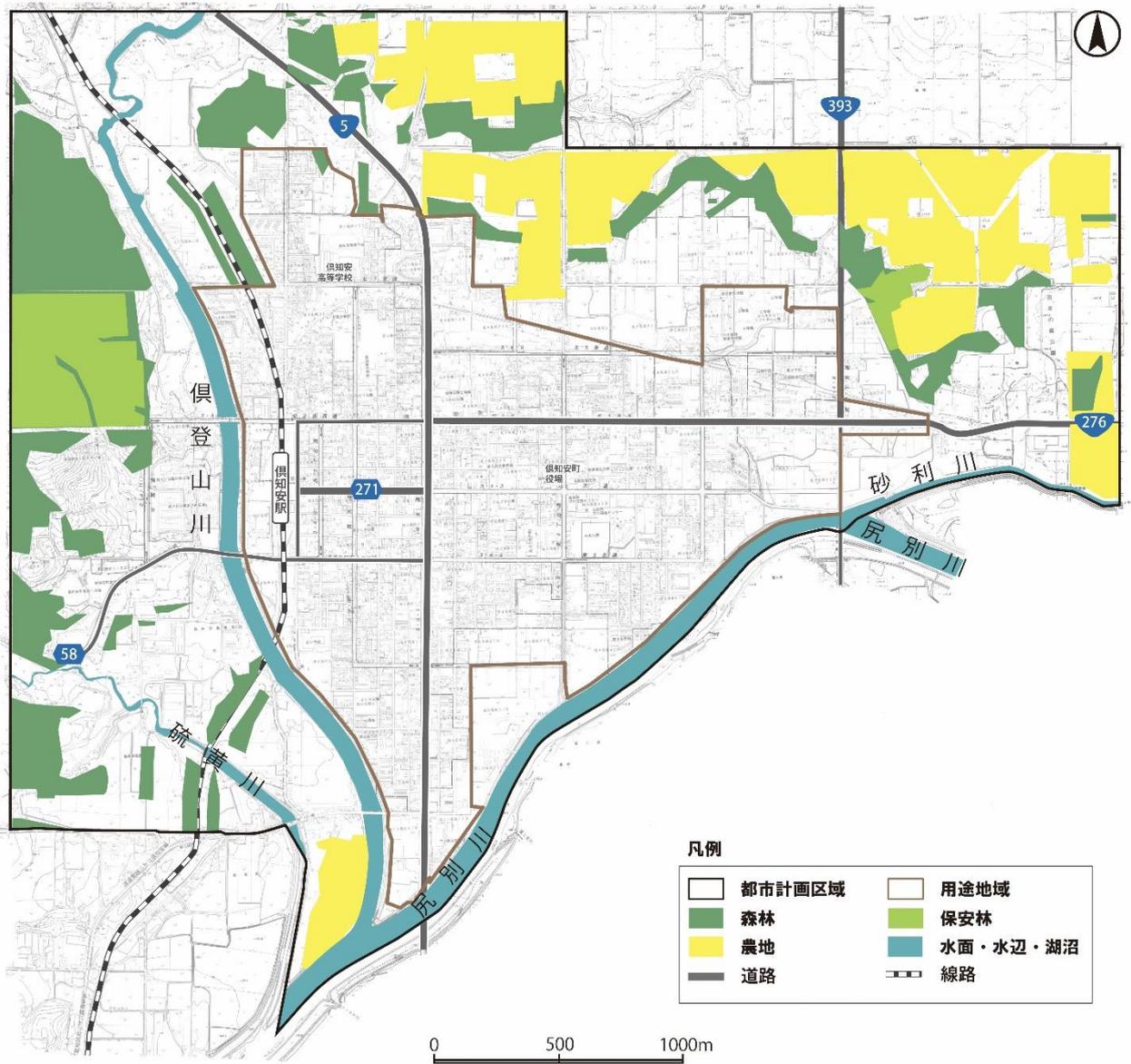
なお、市街化を図る用途地域内においては、緑化地域や緑地保全地域などの地域地区は無く、地域森林計画対象民有林が用途地域の北部に一部 (0.7ha) ある程度です。

区分	①用途地域内 407.7 ha		②用途地域外 732.4 ha		①+②都市計画区域 1,140 ha		備考	
	面積 (ha)	用途地域内 に対する割合 (%)	面積 (ha)	用途地域外 に対する割合 (%)	面積 (ha)	都市計画区域に 対する割合 (%)		
法によるもの	-	-	-	-	-	-		
地域制緑地 その他の法によるもの	自然公園地域	0	0	0	0	0		
	農用地区域	0	0	116.5	15.9	116.5	10.2	
	保安林	0	0	30	4.1	30	2.6	旭ヶ丘公園保健保安林ほか
	地域森林計画対象民有林	0.7	0.2	142.4	19.4	143.1	12.6	
	河川	0	0	52	7.1	52	4.6	
協定によるもの	-	-	-	-	-	-		
条例等によるもの	-	-	-	-	-	-		
計	0.7	0.2	340.9	46.5	341.6	30.0		

※面積は図上計量による

注) 割合の数値は四捨五入の関係で、合計値が一致しない場合がある。

#### 都市計画区域内の地域制緑地



地域制緑地位置図

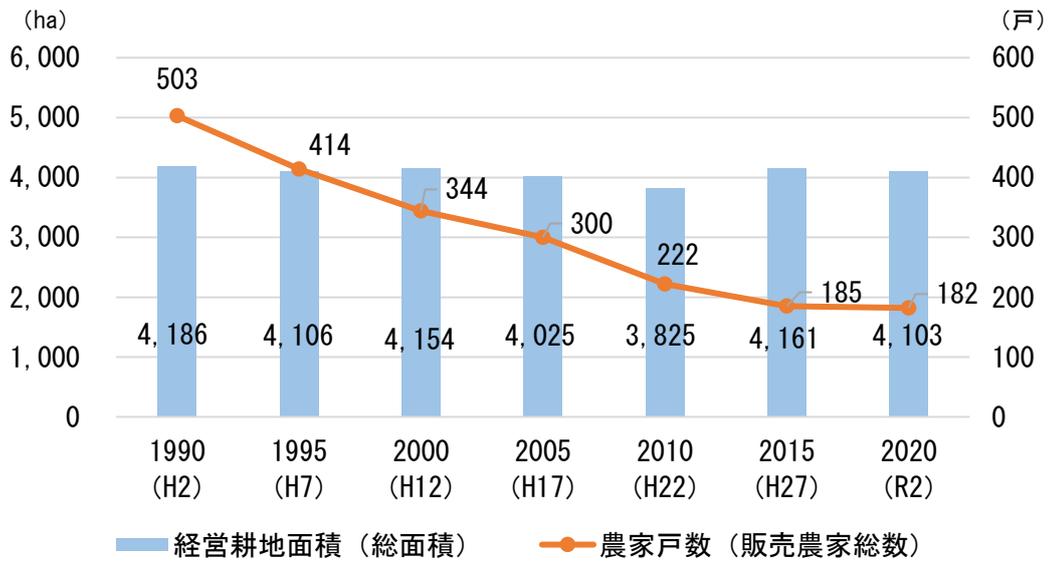
② 農地の現況

俱知安町は主要作物の馬鈴薯などの優良な畑地帯が市街地の外側に広く広がっており、雄大な農業景観を形成しています。農業地域があることにより、市街地からも羊蹄山を背景とした雄大な自然や牧歌的風景を感じられ、私たちの暮らしを彩っています。

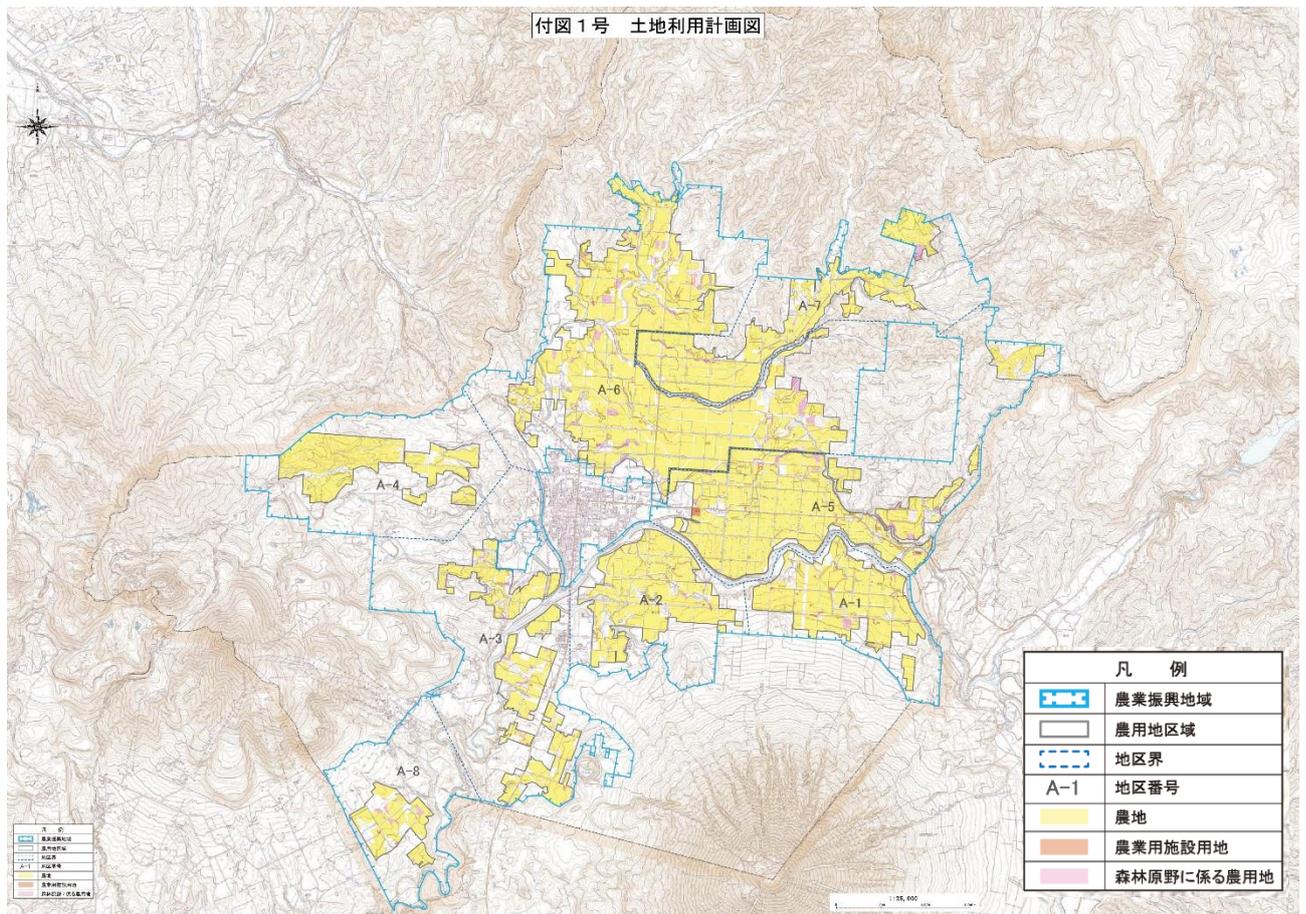
俱知安町全体の経営耕地面積は、過去 30 年において概ね 4,100ha で推移しており、面積が維持されています。

一方で、経営農家戸数は、平成 2 (1990) 年の 503 戸から令和 2 年 (2020) 年の 182 戸へ 3 分の 1 近くに減少しています。従って、本町では、一戸あたりの経営耕地面積が増えており、農地集積による大規模化が進んでいます。





経営耕地面積および農家戸数の推移  
 出典：倶知安町の統計 2006・倶知安の統計 2021（農業基本調査・農（林）業センサス 各年2月1日現在）を基に作成



農業振興地域図

出典：倶知安町ホームページ



### ③ 森林の現況

本町の森林面積は約 16,800ha で町の面積の約 64%を占め、羊蹄山、ニセコ連峰をはじめとした本町の外縁を形成する山岳・丘陵地帯を中心に形成しています。森林面積のうち、国有林が約 1/3、残りが民有林（道有林、町有林を含む）となり、民有林では、約 7割（約 7,800ha）が私有林で森林面積全体の半分近い面積を占めています。なお、



本町には2つの自然公園地域があり、羊蹄山を地域に含む支笏洞爺国立公園内においては道有林、ニセコアンヌプリ・イワオヌプリ・ワイスホルンなどのニセコ連峰を含むニセコ小樽積丹海岸国定公園内においては大部分が国有林を占め、公有林によって自然公園の環境が保全されています。一方で、自然公園区域外においては、私有林が多く占め、特にリゾートエリアの外縁ではリゾートの投資に伴う開発が進み、森林の伐採が目立ちつつあります。

保安林は倶知安町全体で 1,148ha 指定されており、水源涵養や土砂流出防備、干害防備、保健休養などのグリーンインフラとしての機能を発揮するため、保全しています。

現在、町有林では本格的な利用期を迎えており、伐採（皆伐・間伐・更新伐）・植栽・下刈を計画的に進め、森林管理に努めています。私有林に関しても経営管理を促すため、伐採後の植林などの啓発・支援をしています。

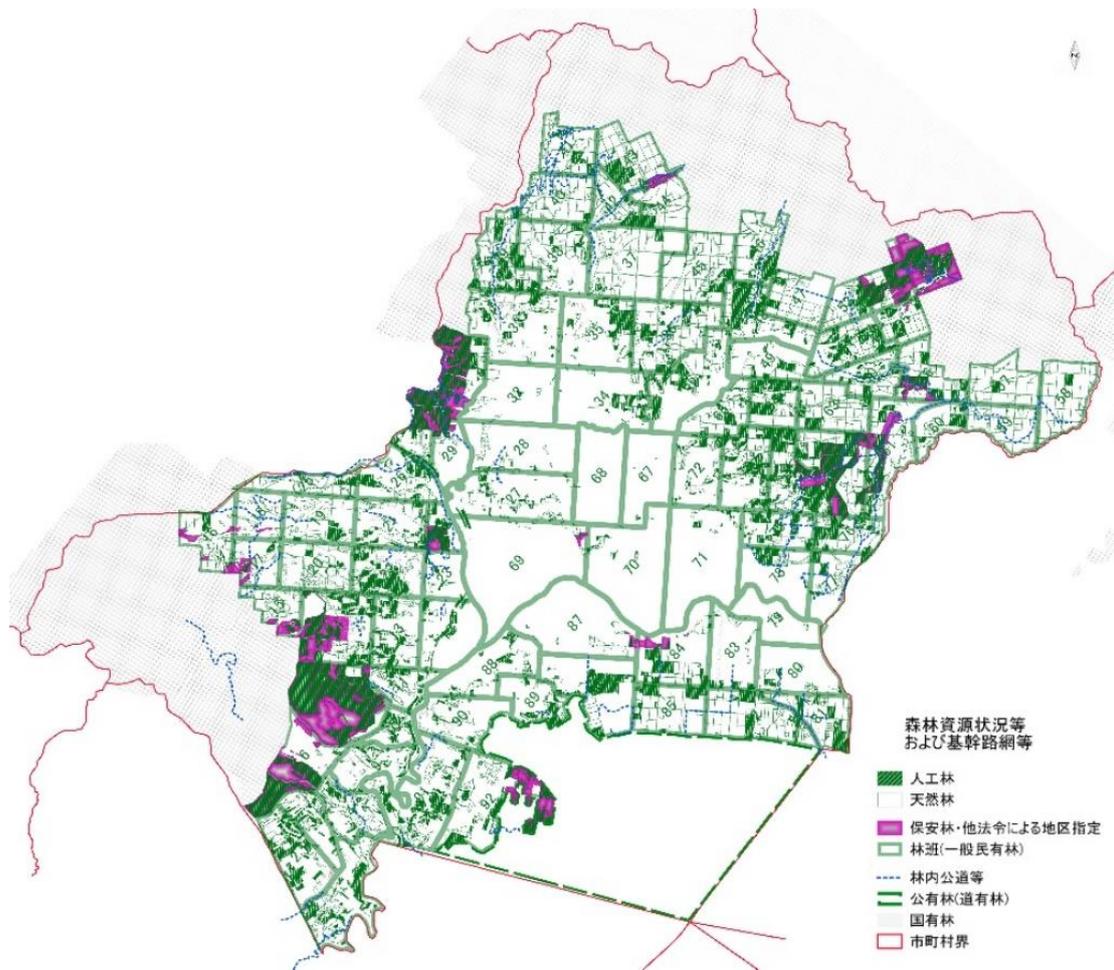
また、近年では、地域材の活用推進の動きも見られ、行政や森林組合、民間事業者など、森林・林業を通じたさまざまな主体・業界間の連携を図った活動が見られます。



※単位未満を四捨五入しているため、総数と内訳の集計値が一致しない場合があります。

森林面積

出典：倶知安の統計統計 2021（北海道林業統計 各年度末実績）を基に作成



森林資源状況

出典：俱知安町森林整備計画概要図

#### ④ 河川の現況

本計画区域内には、本町の緑を語るうえで重要な要素の一つで清流日本一に輝いたこともある一級河川、尻別川と、その支流である、俱登山川や硫黄川、砂利川があり、それぞれの河川において多様な植生が育まれ、貴重な自然資源を抱えています。



出典：俱知安町ホームページ

一方で、これらの河川は度重なる水害をもたらし、大規模な治水工事が進められてきました。

潤いのある環境を持つこれらの河川において、特に尻別川では関連事業等と調整を図りながら、公園機能を有した河川緑地の維持を進めています。

⑤ 地域資源としての緑に関する町民意識（アンケート調査結果）

ア 町全体の緑に対する満足度

■身近な生活環境における自然の豊かさに対する満足度は、非常に高い傾向

- ・ 町全体の緑について、「自然の豊かさ」に対する満足度は、約75%でした。



イ 緑の役割や機能

■緑の役割や機能として、心に安らぎを与えることが特に重要だと考えられている

- ・ 緑の役割や機能で重要なものとして、最も多く回答されたのが、心に安らぎを与えることで68%、次いで空気をきれいにすることで約59%でした。

2) 課題

●農地

① 変遷する農業経営環境への対応

農業就業人口の減少や農業従事者の高齢化により、経営農家戸数は減少の一途をたどっています。倶知安町の田園風景を未来に繋ぐためには、離農等により耕作者不在となる農地が耕作放棄地とならないよう、様々な施策を講じ、町全体の経営耕地面積を維持することが重要です。



今後も農家戸数の減少が見込まれる状況下において、地域の担い手への集約・集積化図っていくこととなりますが、労働力の適切な確保や生産方式の合理化などの経営改善も必要となってきます。

また、新たな担い手の育成・確保のため、新規就農者及び経営継承者への継続的な支援が求められます。

② 農地の多面的機能の維持・向上

農地および農業は、自然環境の保全や水源涵養、グリーンインフラ、良好な景観形成など、多面的な機能を持っていることから、農地の基盤の整備・維持管理、および周辺環境の維持を図ることが重要です。

## ●森林

### ① 森林伐採による自然環境への影響

国有林や公有林（道有林、町有林）では適切な森林管理が進められていますが、森林面積の半分近くを占める私有林では、経営管理が不十分なところも多く、適切な森林の維持が課題です。

特に、リゾートエリア近郊の私有林では、近年、リゾート開発の拡大に伴う森林伐採が広がっており、豊かな自然環境の喪失が懸念されています。

### ② 森林資源の循環利用

森林を適正に利活用するためには、木材を生産する林業や、木材製品の消費者、その間をつなぐ加工・流通の木材産業などの循環の仕組みが求められます。この循環の仕組みは本町だけで創り上げていくことは困難ではありますが、今後ますます「地域材」の活用が注目されていくことが想定されることから、これまで以上に、林業経営体、木材産業事業者、建築土木事業者などの業種間の連携が求められます。

なお、町内では利用期を迎えている森林が多くあることから、適正管理が一層求められます。

## ●河川

### ① 河川資源を活かした、魅力的な水辺空間の創出

尻別川をはじめとした都市の緑の骨格となる河川は、生物多様性、親水機能、防災機能、景観機能が発揮できる水と緑のネットワークを形成していくことが大切です。

今後、倶知安町の豊かな水辺資源をより魅力的に活用していくためには、行政だけでなく、町民や事業者、活動団体などの視点や発想を取り入れることが大切です。

### (3) 緑づくりの取り組み

#### 1) 現況

##### ① 町民との協働体制

倶知安町では、前計画において、都市緑化の方針として「町民や事業者、行政が一体となった緑化活動の推進」を掲げ、町内会連合会が中心となって組織している「倶知安町花と緑のまちづくり推進委員会」による花苗の斡旋・配布を通じて、緑地や街路などに地域住民の手で植栽され、潤いのある都市空間が作られています。

また、シーニックバイウェイによる沿道景観づくりなど、本町のみならず近隣町村や関係機関との連携による活動も行われています。

##### ② 緑づくり活動に関する町民意識（アンケート調査結果）

###### ア 緑の量を増やすべき場所

###### ■ 約3割の町民が公共施設で、緑を積極的に増やすべきと回答

- ・ 「公民館や学校などの町の施設や国・道の施設の緑」と回答した人が最も多く（約32%）、次いで、「街路樹などの道路沿道の緑」（約31%）、「身近な公園の緑」（約30%）でした。

###### イ 行政が取り組むべきこと

###### ■ 町の取り組みとして、既存の緑を適切に維持管理することが特に求められている

- ・ 緑や公園・広場に対して、必要だと思うまちの取り組みとしては、「既存の公園、緑地、街路樹の行き届いた維持管理」が51%の回答率で最も多く、次いで、「街路樹などの緑をいかしたまちなみ整備」の約45%、「町内会活動や堆雪場の確保として、住宅地などに緑地（空き地）を確保する」の44%でした。

###### ウ 町民が取り組むべきこと

###### ■ 「清掃も含めた緑の管理への参加」が多く回答された

- ・ 「公園、緑地、街路樹の管理（清掃）などに参加する」が29%で最も多く、次いで「地域の子どもや身近な人に自然との楽しみ方などの交流を図る」の約26%、「町内会などでの花植え活動など積極的に行う」の約25%でした。
- ・ 回答の傾向として、自宅の緑化や寄付活動などの個々で収まる取り組みよりも、町民同士が集うような、皆で推進する取り組みが上位に挙がっています。

###### エ 回答者がすでに行っている取り組み／今後取り組みたい取り組み

###### ■ 「自宅の緑化」が多い傾向

- ・ 本町の“緑”に対し、回答者がすでに行っていることとして、「自宅（庭やベランダの花植えなど）を緑化する」が約40%最も多く、次いで「町内会などでの花植え活動など積極的に行う」の約16%でした。
- ・ 一方で、「町民農園などを借りた草花の育成」、「緑化に関するイベントへの参加」や、「地域の子どもや身近な人に自然との楽しみ方などの交流を図る」といった取り組み

は、ほとんどされていないことがわかりました。

■回答者が今後取り組みたいこととして、「緑の管理などへの参加」について興味を持っている傾向

- ・ 回答者が今後取り組みたいこととして、「公園、緑地、街路樹の管理（清掃）などに参加する」が約 29%最も多く、次いで「緑に関するイベントに参加する」で約 23%でした。
- ・ 「緑の管理活動への参加」については、町民が取り組むべき活動でも上位（29%）に挙がり、現在まだ参加はしていないものの、参加への興味はあることが伺えます。

## 2) 課題

### ① 緑づくり活動に関する情報発信の強化

俱知安町の豊かな自然資源や豊富な公園・緑地資源を、これからも魅力的な状態で維持管理していくために、より広く緑づくりに関わる人を増やすことが大切であり、そのための町内外への発信の強化が求められます。

### ② 緑づくりを担う人材の確保

町民の緑づくり活動への興味関心を実際の活動へつなげていく工夫が求められます。そのためには、活動の中心的な役割を果たす人材の確保・育成する環境が求められます。

### ③ 行政と活動団体、町民、事業者との連携促進

アンケートにおいて、公園・街路樹の維持管理が求められる傾向にあることから、適切に管理していくためには、行政だけでなく、地域との連携が課題となります。

また、駅前通り周辺や国道5号沿いの緑が少ないと感じている傾向が高いことや、民間施設の緑への満足度が低い傾向にあるため、より魅力的な街なみとして、民間施設への働きかけも大切になります。

### ④ 公共施設の緑化

アンケートから公共施設の緑の量を増やすべきという意見が比較的多く挙げられています。

街路樹は、身近な緑として、街路樹の効用はアンケートからも伺えるものの、冬期の除排雪における道路の管理上の課題があるため、設置にあたっては道路幅員などを考慮に入れる必要があります。なお、街路樹を設置する際は、道路管理のしやすさ、町民の親しみやすさの観点から、選定する必要があります。

#### 4. 緑の機能・役割の新たな視点

##### (1) 都市緑地法等の法改正による新たな制度

豊富な緑により魅力的なまちづくりを実現するため、民間の活力を存分に活かし、緑やオープンスペースの整備、保全を進めていけるよう、平成 29 年に都市緑地法等の一部を改正する法律が公布されました。



都市緑地法等の一部を改正する法律

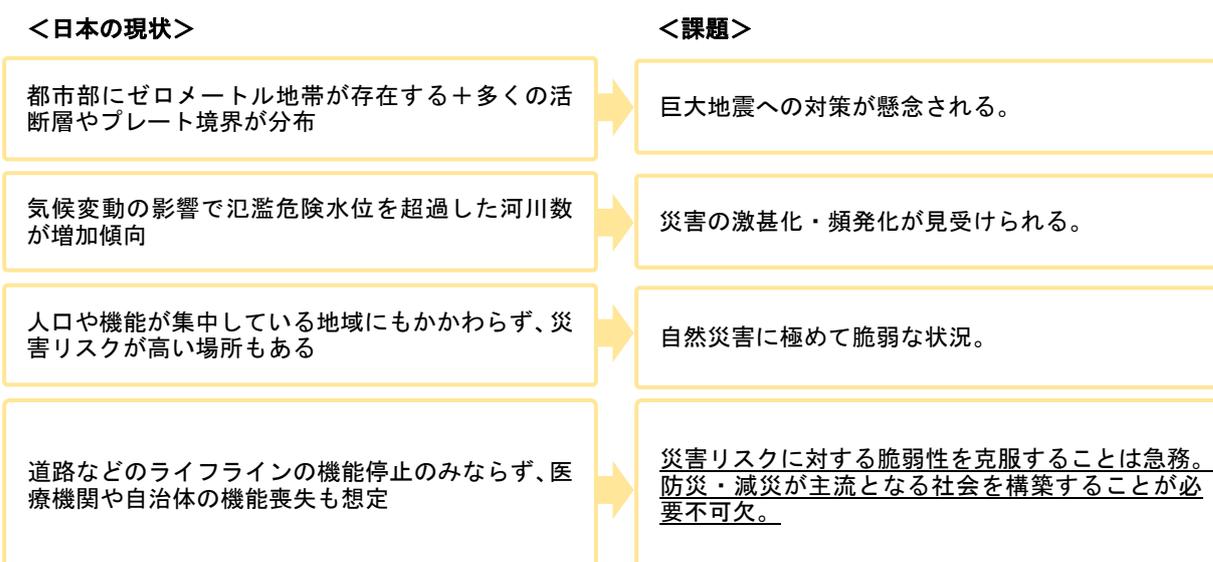
出典：国土交通省 都市局公園緑地・景観課 緑地環境室「都市緑地法改正のポイント」を基に作成

## (2) 防災・減災機能の重要性

気候変動の影響で全国的に氾濫危険水位を超過した河川数が増加傾向にあるなど、災害の激甚化・頻発化が見受けられ、人口や機能が集中している地域にも関わらず、災害リスクが高い場所もあるなど、自然災害に対する脆さが懸念されます。

国民の安全と安心を確保し、災害リスクを克服することは急務であり、防災や減災が主流となる社会を構築することが必須です。

国土交通省は、令和2年に、「いのちと暮らしをまもる防災減災」をスローガンとした「総戦力で挑む防災・減災プロジェクト」に基づき、国民の命と暮らしを守る10の施策パッケージを公表しています。



### <10の施策パッケージ>

- |  |   |
|--|---|
| <b>主要施策 1</b><br>あらゆる関係者により流域全体で行う<br>「流域治水」への転換 | <b>主要施策 6</b><br>安心・安全な避難のための事前の備え                |
| <b>主要施策 2</b><br>気候変動の影響を反映した治水計画等への見直し          | <b>主要施策 7</b><br>インフラ老朽化対策や地域防災力の強化               |
| <b>主要施策 3</b><br>防災・減災のためのすまい方や土地利用の推進           | <b>主要施策 8</b><br>新技術の活用による防災・減災の高度化・迅速化           |
| <b>主要施策 4</b><br>災害発生時における人流・物流コントロール            | <b>主要施策 9</b><br>わかりやすい情報発信の推進                    |
| <b>主要施策 5</b><br>交通・物流の機能確保のための事前対策              | <b>主要施策 10</b><br>行政・事業者・国民の活動や取組への<br>防災・減災視点の定着 |

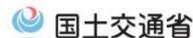
出典：国土交通省「総戦力で挑む防災・減災プロジェクト」パンフレットを基に作成

### (3) グリーンインフラの取り組みの推進

グリーンインフラは、自然環境が持つ機能（生物の生息の場、気温上昇抑制、浸水対策、景観形成、レクリエーションの提供など）を活用し、一つの取り組みからさまざまな課題の解決につなげていく考え方で、平成 27 年度に国土形成計画及び第 4 次社会資本整備重点計画に盛り込まれました。

本計画に関わる公園・緑地や農地・森林・河川などにおいて、グリーンインフラの考え方に基づいた整備をすることにより、持続可能で魅力ある地域づくりにつながります。

## グリーンインフラの取り組み



○自然環境が有する多様な機能を活用した「グリーンインフラ」を社会実装により、CO2吸収源対策のほか、生態系の保全、雨水貯留・浸透等の防災・減災、ポストコロナの健康でゆとりある生活空間の形成、SDGsに沿った、環境と経済の好循環に資するまちづくりなど、多様な地域課題の同時解決を図る、持続可能で魅力ある地域づくりを官民連携により推進する。

**《流域治水におけるグリーンインフラの活用推進等》**

- 気候変動による水災害リスクの増大に備えるため、流域に関わるあらゆる関係者により流域全体で行うハード・ソフト一体の「流域治水」において、雨水貯留・浸透機能を有するグリーンインフラの活用を推進
- ※流域における雨水貯留対策の強化等を含め、「流域治水」の実効性を高めるための関連法案を今通常国会に提出
- 遊水地等による遊水・貯留機能の確保・向上など、生態系を活用した防災・減災 (ECO-DRR) や平常時の多様な活用の観点を取り入れたグリーンインフラの推進
- 公園緑地や雨庭等を組み合わせた都市・道路空間における雨水貯留・浸透機能の強化

**《生態系ネットワークの保全・再生・活用、健全な水循環の確保》**

- 都市の緑地の保全・創出、屋上・壁面緑化を含む都市緑化、まちなかウォークアブル推進プログラム等による都市の緑地の活用等
- 河川を基軸とした生態系ネットワークの形成、かわまちづくり等の魅力ある水辺空間の創出
- 広域的なエコロジカル・ネットワークの形成推進
- 砂浜の保全・回復、ブルーカーボン生態系の活用
- 水循環改善等の推進

**《ヒートアイランド対策の推進》**

- 人工排熱の低減、地表面被覆の改善等の推進
- 風の道を活用した都市づくり、屋上緑化・道路緑化等の推進

**《グリーンインフラを通じた地域価値の向上》**

- OSDs、ESG投資につながる都市空間の再構築
- 低未利用地を活用したグリーンインフラの取組推進
- 老朽ストックを活用したグリーン・オープンスペース等の整備に対する金融支援等、グリーンファイナンスの活用促進

グリーンインフラの取り組み

出典：国土交通省

### 3章 評価の整理

#### 1. 評価

##### (1) 前計画の概要

平成6年の緑地保全法（現・都市緑地法）の改正による「緑の基本計画」制度の創設を踏まえ、上位計画や関連計画との整合性を図りつつ、俱知安町における公園緑地等の適正な配置及び緑化の推進など、緑全般についての将来的なあるべき姿とそれを実現するための施策を総合的かつ横断的に推進することを目的として平成20年に策定しました。

##### (2) 前計画の評価

###### 1) 都市計画区域における緑地の整備目標について

前計画策定時（平成19（2007）年）時点で設定した目標年次の目標値及び現在の達成状況は下表のとおりです。

施設緑地及び地域制緑地ともに目標値を超える数値となっていますが、公共施設及び民間施設など前回計画に含まれていなかった要素などがあるため、定量的な評価はできませんでした。

今後の評価にあたっては、「量」から「質」へ考え方の転換に伴い、定性的に図る評価を中心に行うこととします。

項目	前計画						達成状況	
	平成19年度		目標値				令和3年度	
			中間年次 (平成30年度)		目標年次 (平成40年度)			
	整備量(ha)	m <sup>2</sup> /人	整備量(ha)	m <sup>2</sup> /人	整備量(ha)	m <sup>2</sup> /人	整備量(ha)	m <sup>2</sup> /人
施設緑地計 ※1	72.12	54.3	81.58	61.8	82.33	61.6	152.4	122.9
地域制緑地計※2	144.32	108.6	144.32	109.3	144.32	108.0	225.1	181.5
都市計画区域人口(人)	13,286		13,200		13,360		12,400 ※3	

※1 令和3年度施設緑地計は、街路樹と農地を抜いた数値  
 ※2 令和3年度地域制緑地計は、農用地区域を抜いた数値  
 ※3 令和元年度の都市計画区域人口は、令和2年3月31日の人口

###### 2) 主な施策の取り組み状況

基本方針の具体的方向において、おおむね取り組みがなされていますが、緑化活動の推進、街なみ景観の形成、緑地の整備など、取り組みが不十分なものもありました。

改善の方向性を整理した上で、本計画に引き継いでいきます。

基本方針	基本方針の具体的方向	内容	取り組み状況	改善に向けた方向性
①公園・緑地に関する方針	拠点となる公園・緑地の配置 (旭ヶ丘公園、百年の森公園、尻別川河川緑地)	将来都市構造(都市マス)で位置付けられている旭ヶ丘公園をスポーツ・レクリエーション拠点、百年の森公園を憩いとふれあいの拠点、尻別川河川緑地(施設整備部分)をレクリエーション拠点として配置し、町民の多様なレクリエーション需要に対応した交流とふれあいの場づくりに努めます。	各拠点の考え方に沿った整備維持管理を行った。 ・平成23年 パークゴルフ場拡張	・同内容を基本とした施策とする。
	多様な機能を有する公園・緑地の配置 (街区公園、近隣公園、都市緑地)	市街地内での公園整備状況や地域・地区における町民の利用状況などに配慮しながら、憩いとうるおいのある交流空間となるような多様な機能を有する身近な公園・緑地の整備を図ります。	各公園の機能維持に努めた。	
	身近な緑地の保全(公共施設、社寺林)	良好な緑地の保全:市街地内における社寺林、公共施設の植栽地は市街地環境を良好な緑として維持するとともに、身近な自然的環境を有していることから、その良好な緑地環境を町民との協働で保全に努めます。また、河川については、各種維持事業との調整を図りつつ、良好な水辺空間の保全に努めます。	社寺林に大きな変更は見られなく、公共施設緑地も概ね維持された。 ・令和元年度 倶知安高校前樹林帯を宅地分譲	
②都市緑化に関する方針	土地利用に応じた緑化の推進 (住・商・工業系地域別にに応じた緑化推進)	住宅地:町民がうるおいとやすらぎを享受できるよう、一体的で個性と特色ある緑化を計画的に図ります。また、生け垣やガーデニングなど、町民の自主的な緑化活動と協働での促進に努めます。	住宅地における各戸でのガーデニングなど、身近な緑を好む町民は多く見られる。 ・令和2年度アンケート 自宅の緑化 39.6%	・同内容を基本とした施策とする。 ・積極的に緑化を推進できなかった商業地などの市街地中心部においては、策定予定の景観計画に合わせて緑化を推進していく。 ・街路樹については、冬季の道路除雪を踏まえた配置を検討する。 ・緑化活動の推進は、景観計画に合わせて継続して検討する。
		商業地:賑わいの中で、緑豊かで彩りのある魅力的な商業地となるような緑化に努めます。	商業地における積極的な緑化を推進する取り組みは行われなかった。	
		工業地:周辺の自然環境及び住環境に配慮しつつ、工場立地法に基づいた工場の外周や駐車場等の緑化促進に努めます。	工場立地法に基づく工場の新たな建設はなかった。(評価不能)	
	公共公益施設における緑化の推進 (道路・公園・公共施設の緑化推進)	交通体系:道路整備と連動し、自然・社会・景観などの沿道条件に配慮した街路樹や花などの緑化を図ります。	メルヘン通りの街路樹(エゾヤマザクラ)は傷みやすく、除雪時に傷めてしまうなど、管理の難しさがあつた。街路樹の無くなった植樹樹では町内会や地先の住民が花壇として潤いづくりを行っているところが見られる。北7条通街路整備(平成28年度~整備中)では、冬期の道路除雪の管理の観点から、街路樹の配置を見送った。	
		公園:公園の種別や配置されている地域・地区の自然的・社会的条件や冬季除排雪の現況など周辺の住環境などに配慮し、地域・地区のシンボルとなるような緑化に努めます。	市街地の公園の樹木を適正に管理した。役場庁舎建て替えに伴い役場敷地内にあったサクラをどんぐり公園内に移植した。	
		公共施設:学校、保健・医療・福祉施設、文化施設、公営住宅など、公共施設の種別や規模に応じ、町民の憩いとやすらぎの空間となるような緑化に努めます。	既存施設は緑化維持に努めた。新設の公共施設においても、緑地・緑化を計画的に配置するよう努めた。 ・令和3年度 倶知安町役場新庁舎 前庭 植樹10本	
緑化活動の推進 (町民・事業者・行政が一体となった緑化推進体制と参加できる場の提供)	様々な緑化活動の推進と緑化意識の高揚を図るため、町民・事業者・行政が一体となって緑化推進体制の充実を図るとともに緑化に関する計画・事業に対して町民・事業者が参加できる場の提供を図ります。特に緑の維持・管理については行政だけではなく、広く地域住民が参加するシステムづくりが求められます。	花と緑のまちづくり推進活動やシーニックバイウェイ活動など、住民主体による従前の取り組みが維持されており、町民への広報周知活動に努めたが、積極的な緑化推進体制を図るまでには至らなかった。		

③都市景観の保全	自然景観の保全 (田園景観や水辺景観の保全)	森林・田園景観：樹林地や農地が連続する田園景観は、やすらぎとうるおいのある市街地周辺の貴重な景観として保全を図ります。 水辺景観：尻別川、俱登山川などの河川は、憩いとうるおいを享受する良好な水辺空間であることから、水と緑が調和した水辺景観としての保全を図ります。	営農地帯では、地域資源保全隊による景観づくり活動が行われている。 河川管理者による河畔林の適正な管理が行われた。	・ 同内容を基本とした施策とするが、「街なみ景観の形成」、「景観形成活動の推進」は、策定予定の景観計画において整理する。
	街なみ景観の形成 (地域・地区の個性を活かした街なみ景観の形成)	季節ごとのにぎわい感や地域・地区の歴史・文化などの特性や個性を醸し出せるよう、道路景観を中心とした街なみ景観形成を目指すとともに、景観形成の先導的な役割を果たすよう、民間建築物や屋外広告物などの適切な誘導に努めます。 また、まちの顔となる中心市街地においては、にぎわいと憩いを感じるとともに、交流の中心となり、本町を代表する、または本町のイメージを表すような景観形成に努めます。	緑を生かした街なみ形成の具体の取り組みは行っていない。	
	景観形成活動の推進 (都市景観形成活動への町民参加の場の提供)	景観に対する価値観や評価は多様なものであるため、景観形成の施策を進める際には、町民・事業者・行政が十分に議論し、共に理解した上で、協働・創意工夫による都市景観形成活動ができるような町民参加の場の提供を図ります。	市街地における景観形成の活動は行われなかった。	

## 4章 基本理念と基本方針

緑を取り巻く動向、緑の機能・役割の新たな視点、町民アンケート調査、緑地量等を踏まえ整理した倶知安町の緑に関する現状と課題等から、倶知安町の緑に関する基本理念と基本方針を以下の通り定めます。

### 1. 基本理念

#### みんなで育む みどり豊かに 健やかなまち

倶知安町が有する緑は、羊蹄山やニセコ山系、尻別川などの河川による地形が育んできた圧倒的な大自然と、町の形成にあたって育んできた公園や緑地、街路樹などの緑があり、それらは町のアイデンティティとして町民の暮らしに深くかかわっています。それらの緑が連なり、響き合う街なみこそが、自然豊かな「倶知安町らしさ」を際立たせ、町民の暮らしをより快適に健やかにしていくものと考えます。

豊かな自然の保全や活用、公園・緑地等の整備や利活用に加え、町民一人ひとりの緑づくりへの意識により、緑の質が向上していくことを目指し、基本理念とします。

### 2. 基本方針

#### 1 町民の身近な利用につながる公園・緑地づくり

公園の配置や機能、管理については今後の社会情勢の変化を踏まえ、柔軟に検討していきます。

町民が身近に緑を感じることができ、暮らしに潤いを与えられる場となるよう、町民が利用しやすい公園・緑地づくりを進めます。



旭ヶ丘総合公園  
出典：倶知安町ホームページ

視点

居心地の良い空間

日常的な利用

親しまれる遊具

防災機能

堆雪場の機能

## 2

## 倶知安町を象徴する豊かな農地と森林、河川の保全と活用の促進

倶知安町の市街地は周囲を農地や森林が囲み、尻別川や倶登山川などによって造られた沖積地の上に成り立っており、緑に囲まれたまちを形成しています。

背後に雄大な山なみを望む農地は、四季により様々な変化を見せ、森林や河川は水源涵養や多様な生物が生息するのに適した環境となっております。このように町内のいたるところで望む風景に自然を感じることができるのは、森林、河川、農地などの豊かな緑の形成によるものです。

これらの緑を次世代に引き継いでいけるよう、適切な保全と活用を促進していきます。



出典：くっちゃん景観だより第7号

視点

緑の基盤と骨格

景観づくり

グリーンインフラ  
(防災機能)

住民との  
つながり

産業連携

## 3

## 町民の積極的な緑づくり活動の推進

公園や道路などの公共空間においても町民などによる自主的な植栽活動が行われているなど、現在、町内では様々な緑づくりの活動が実施されています。

これらの活動により、緑豊かな街なみが形成されるだけでなく、活動を通じた交流が町民のつながりを育むことにもつながります。

緑を通し、活気ある倶知安町となるよう、緑づくりにつながる場の提供や、各主体が連携した活動を進めていきます。



出典：くっちゃん景観だより第6号

視点

暮らしの潤い

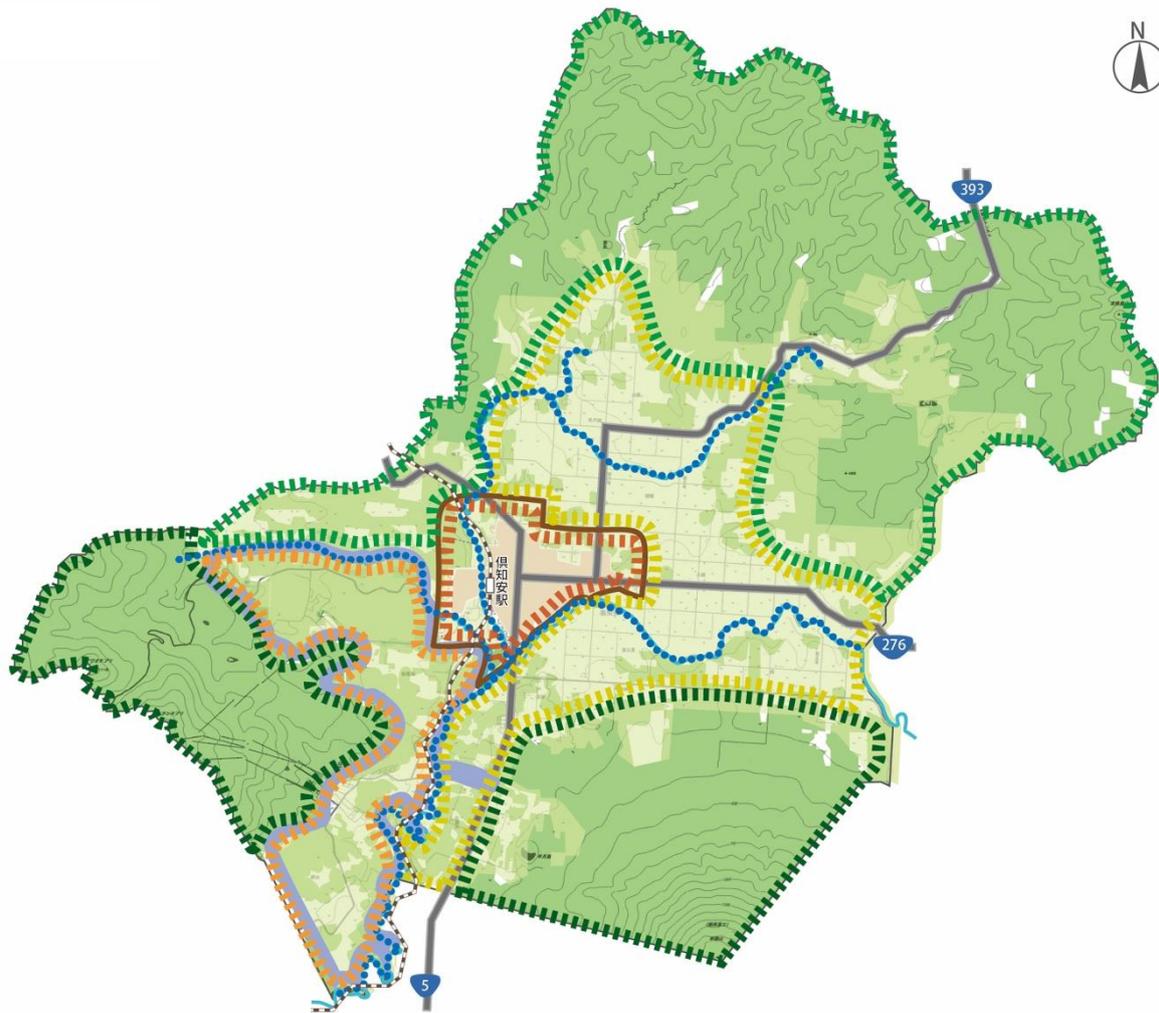
緑を通じた交流

景観づくり

地域への愛着

公共施設の緑化

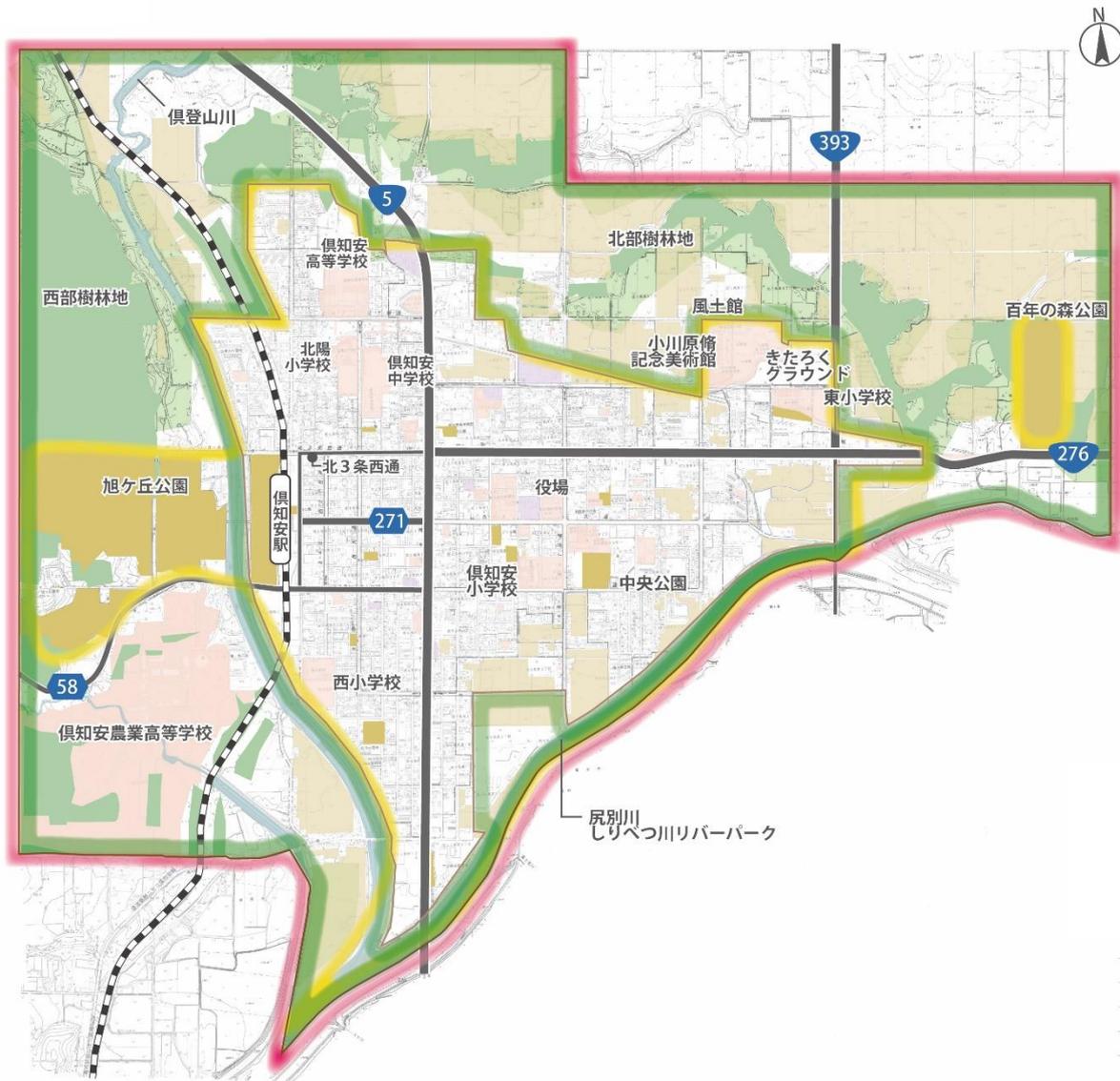
### 3. 将来像図



凡例

	山地の緑を保全するエリア		市街地の緑の魅力を高めるエリア
	山地丘陵地の緑を保全し活用するエリア		緑と開発の調和をはかるエリア
	丘陵地平地の緑を保全し活用するエリア		河川の緑のネットワーク
	町域		山地
	都市計画区域		平地(農地・草地)
	リゾート地域		丘陵地
			市街地
			河川
			道路
			線路

俱知安町全域の緑の将来像図



凡例

	公園の機能を発揮・向上させるエリア		都市計画区域		河川
	自然資源の保全と活用を促進するエリア		用途地域		道路
	積極的な緑づくり活動を推進するエリア		森林		線路
			農地		
			丘陵地		
			農地かつ丘陵地		
			都市公園		
			公共施設緑地		
			民間施設緑地 (社寺林)		

#### 4. 系統別の緑地の配置方針

都市の緑化に係る計画的な緑地の配置について、都市計画区域内における以下の4系統（環境保全系統、レクリエーション系統、防災系統、景観形成系統）ごとの方針を定めます。

##### （1）環境保全系統の緑地の配置方針

「良好な自然環境の保全と共生」、「都市の骨格や拠点となる緑地の整備」、の2つの視点から設定します。

###### 1) 良好な自然環境の保全と共生

- ・ 市街地東部に位置する百年の森公園は、特殊公園として様々な樹種が植生されており、自然環境の保全と共生ができる施設として、町民やボランティア団体と協力して環境共生型の森づくりを図ります。
- ・ 旭ヶ丘公園北側の保健保安林は、町民の身近な自然環境に触れ合える場であり、多様な生物の生息地でもあることから、引き続き保全していきます。



###### 2) 都市の骨格や拠点となる緑地の維持

- ・ 市街地端を流れる尻別川や俱登山川の河川空間は、「緑の骨格」として位置付けます。特に尻別川は、「しりべつ川リバーパーク」として整備していることから、河川緑地としての機能の維持に努めます。また、市街地外縁の緑のベルトになっている西部樹林地及び北部樹林地も「緑の骨格」として位置付けます。
- ・ 市街地西部に位置する旭ヶ丘公園は、保健保安林を有する総合公園として「緑の拠点」となる公園で、施設の充実に努めます。

##### （2）レクリエーション系統の緑地の配置方針

「自然とのふれあいの場の保全と活用」、「都市におけるレクリエーションの拠点的な施設の充実」、「身近なレクリエーション施設の充実」の3つの視点から緑地の配置を図ります。

###### 1) 自然とのふれあいの場の保全と活用

- ・ 市街地東部に位置する百年の森公園は、様々な樹種の植生や親水機能もあり、レクリエーション面から自然とのふれあいができる施設として、機能の維持を図ります。
- ・ 旭ヶ丘公園内にある保健保安林は、市街地に近い身近な自然環境に触れられる場として、散策路等の維持・機能向上に努めます。

###### 2) 都市におけるレクリエーションの拠点的な施設の充実

- ・ 優れた自然環境を有する旭ヶ丘公園は、くとさんパークや体育館をはじめ、パークゴルフ場やスキー場、多目的広場など緑とスポーツ・レクリエーションの拠点となる公園で、今後の北海道新幹線倶知安駅と連携した施設の更新・充実に努めます。
- ・ 尻別川の河川空間には、スポーツ系のレクリエーション機能として散策路やパークゴルフ



フ場、テニスコートなどが整備されていることから、河川緑地としての機能の維持に努めます。

- ・ きたろくグラウンド及び小川原脩記念美術館、倶知安風土館は、町民はもとより町外の利用者も多く、スポーツ・文化・教養などの余暇活動や憩いの場となっていることから、機能の維持に努めます。

### 3) 身近なレクリエーション施設の充実

- ・ コミュニティ形成に資する目的を持って、誘致圏を勘案し、住区基幹公園を適正に配置します。また、公営住宅団地内に設置している公園についても、住区基幹公園と同様の機能としてみなし、維持に努めます。

## (3) 防災系統の緑地の配置方針

「災害防止に資する緑地の保全」、「防災機能を有する公園緑地の充実と整備」の2つの視点から緑地の配置を図ります。

### 1) 災害防止に資する緑地の保全

- ・ 市街地端を流れる尻別川や倶登山川の河川空間は、水害の防止などの効果の高い緑地として保全を図ります。

### 2) 防災機能を有する公園緑地の充実と整備

- ・ 災害時において多様な防災活動の拠点となり得るオープンスペースを有している旭ヶ丘公園及び中央公園については、災害時における避難場所としての機能と併せて、危険回避のためのスペース機能としての役割を担えるよう機能の充実を図ります。
- ・ 災害時における一時的な避難場所となり、災害時の遮断空間となる住区基幹公園の配置を維持します。

## (4) 景観形成系統の緑地の配置方針

「優れた自然景観地の保全」、「都市景観の創出に資する緑地の保全と整備」の2つの視点から緑地の配置を図ります。

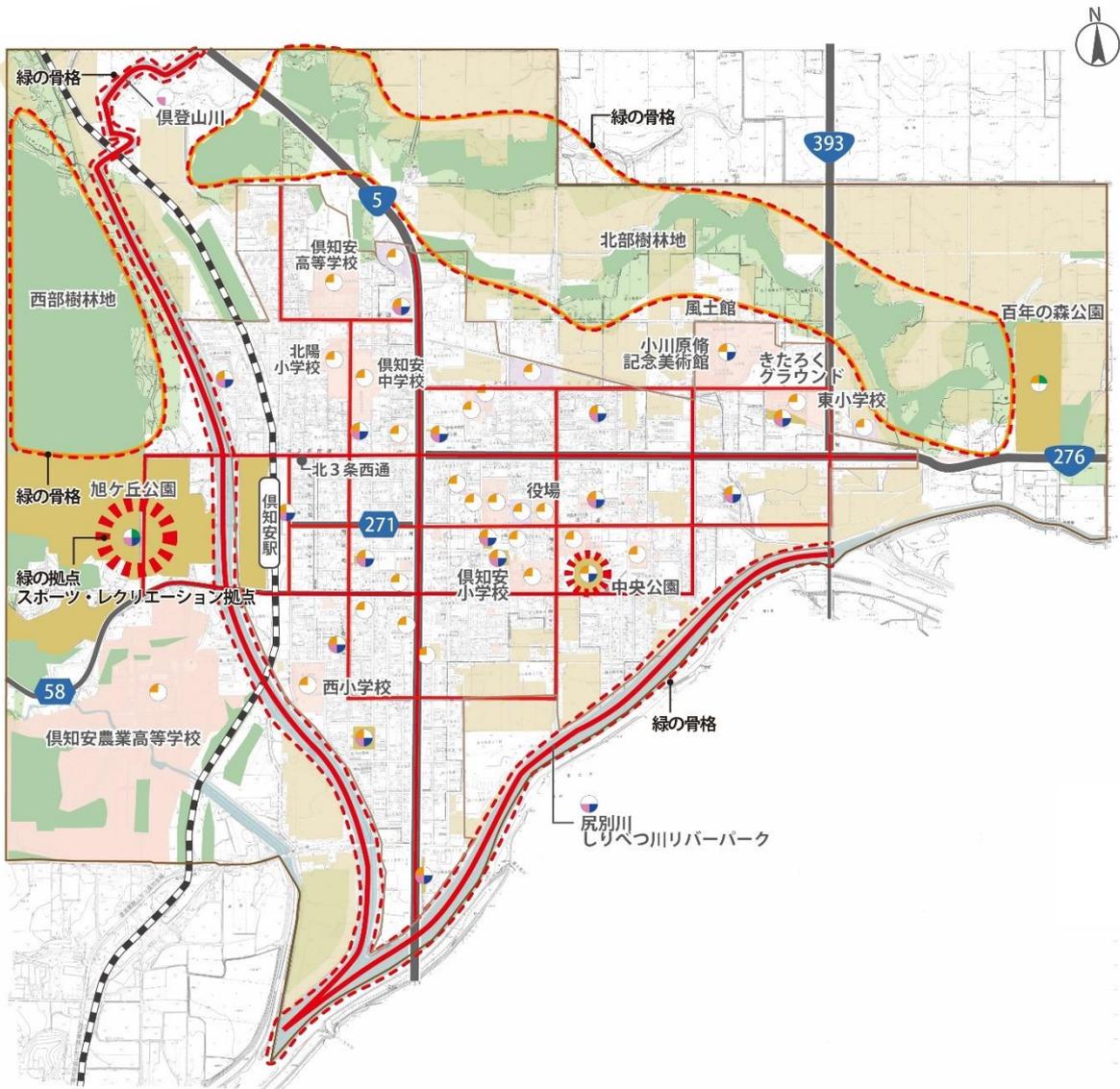
### 1) 優れた自然景観地の保全

- ・ 市街地の西部樹林地及び北部樹林地は、市街地における身近な自然を感じられる良好な景観形成を担うため、保全を図ります。
- ・ 市街地端を流れる尻別川や倶登山川の河川空間は、水辺景観の中心軸となることから、引き続き景観の保全を図ります。

### 2) 都市景観の創出に資する緑地の保全と整備

- ・ 住区基幹公園などの緑地及び道路軸での街路樹を適正に配置し、良好な街なみ景観の形成に努めます。
- ・ 社寺林は、郷土を代表する歴史的・伝統的な景観を形成していることから、その景観の保全に努めます。
- ・ 市街地内の緑化による都市景観の向上を図るため、積極的に公共施設緑地を取り込み、今後もその緑化に努めます。
- ・ 都市緑地である駅前公園は、北海道新幹線倶知安駅の整備により廃止が見込まれますが、

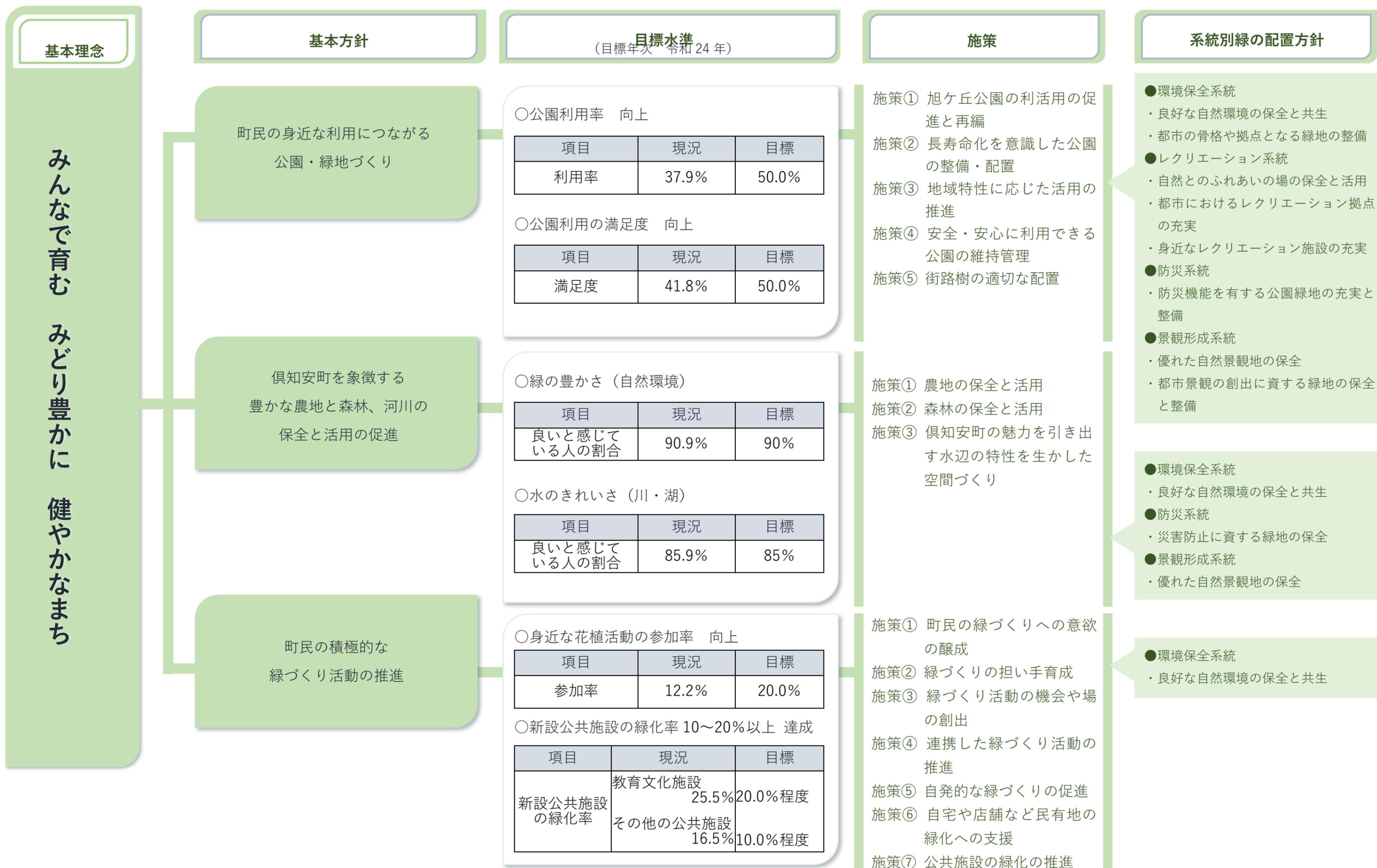
新たに整備する駅前広場において、これまでの機能と同様、来訪者や町民の憩いの空間（広場）を確保し、ふるさとの風景とリゾートの玄関口にふさわしい潤いのある空間として、緑化に努めます。



凡例



計画対象区域（都市計画区域）の系統別緑地配置方針図



## 6. 計画の目標水準

### (1) 目標水準

本計画の基本理念を確実に実現していくための目標を、以下の通り設定いたしました。  
目標年次は令和 23 (2041) 年とします。

#### 1) 基本方針ごとの目標水準

#### 1 町民の身近な利用につながる公園・緑地づくり

##### ①公園の利用率の向上

町民の半数程度が身近に利用する目標とします。

項目	現況	目標 (令和 23 (2041) 年)
利用率	37.9%	50.0%
備考	・「よく利用する」「ときどき利用する」の合計 ※「現況」は『R2 緑に関する町民アンケート』より。よく利用 10.3% ときどき利用 27.6%	

##### ②公園利用の満足度向上

町民の半数以上が公園に対する満足度を示すことを目標とします。

項目	現況	目標 (令和 23 (2041) 年)
満足度	41.8%	50.0%
備考	・「満足」「多少満足」の合計 ※「現況」は『R2 緑に関する町民アンケート』より。満足 14.1% 多少満足 27.6%	

#### 2 倶知安町を象徴する豊かな農地と森林、河川の保全と活用の促進

##### ①緑の豊かさ（自然環境）

緑の豊かさに対する評価を高い状態で維持する目標とします。

項目	現況	目標 (令和 23 (2041) 年)
緑の豊かさ（自然環境）について良いと感じている人の割合	90.9%	90%
備考	・「良い」「どちらかといえば良い」の合計 ※「現況」は『H29 第 6 次倶知安町総合計画策定のためのまちづくり町民アンケート』より。 良い 49.4% どちらかといえば良い 41.5%	

②水のきれいさ（川・湖）

河川など水辺の綺麗さへの評価を高い状態で維持する目標とします。

項 目		現況	目標 (令和 23 (2041) 年)
水のきれいさ（川・湖）について良いと感じている人の割合		85.9%	85%
備考	・「良い」「どちらかといえば良い」の合計 ※「現況」は『H29 第6次倶知安町総合計画策定のためのまちづくり町民アンケート』より。 良い43.6% どちらかといえば良い42.3%		

3 町民の積極的な緑づくり活動の推進

① 身近な花植え活動の参加率の向上

町民アンケートで参加したいという意向の約半分が参加する目標とします。

項 目		現況	目標 (令和 23 (2041) 年)
参加率		12.2%	20.0%
備考	・参加している数 ※「現況」は、『R2 緑に関する町民アンケート』参加している12.2% 参加したい21.3%		

② 新設の公共施設の緑化率

地形や建物の配置等による個別事情も考慮した目標とします。

項 目		現況		目標 (令和 23 (2041) 年)	
新設の公共施設の緑化率	教育文化施設	25.5%	教育文化施設	20.0%程度	
	その他の公共施設	16.5%	その他公共施設	10.0%程度	
備考	※「現況」は、現在の公共施設の緑化率平均				

## 5章 施策及び推進プログラム

### 1. 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

#### (1) 町民の身近な利用につながる公園・緑地づくり

##### 1) 施策①旭ヶ丘公園の利活用の促進と再編

- ・ 新幹線倶知安駅開設を踏まえた旭ヶ丘公園の新たな活用、駅整備に合わせた公園区域の見直し及び駅との連携した公園機能の再編を検討します。
- ・ 老朽化したスポーツ・レクリエーション施設の再編・再構築の検討をします。

##### 2) 施策② 長寿命化を意識した公園の整備・配置

- ・ 倶知安町公園施設長寿命化計画と整合性を図り、老朽化した公園施設の計画的な修繕・更新を行うとともに、維持管理費の効率化に努めます。
- ・ 安らぎを演出する樹木の植栽管理などにより、利用者の居心地の良さを感じる質の向上を意識した公園機能の維持を図ります。
- ・ 新幹線駅に伴い整備する駅前広場は、緑の演出によるおもてなしの雰囲気、人々が滞留し非日常の賑わいが生まれる空間を創出します。



##### 3) 施策③地域特性に応じた活用の推進

- ・ 快適で安全に公園利用ができる環境を整え、多様性のある公園・緑地にしていくための柔軟な活用方法を検討します。
- ・ 開発行為による法定緑地は、堆雪場としての利用を前提とした配置、面積を確保します。
- ・ 子育て世代が利用しやすく、多世代が多様性のある活動ができるよう、子育てや健康増進につながる公園のストック効果\*の向上を図ります。

\*\*\*※ ストック効果：整備された社会資本が機能して、中長期的にその地域の生産性や安全性を向上させたり、生活環境を改善するなどの効果

#### 4) 施策④安全・安心に利用できる公園づくり

- ・ 定期的な草刈りなどの植栽管理に加え、休憩施設や修景施設、街灯等の設備、遊具などを定期的に点検し、必要に応じて修繕するなど、安全な公園施設の維持管理に努めます。
- ・ 避難場所となる公園や緑地などは、適正な防災機能の維持に努めます。
- ・ 拠点性の高い公園づくりのため、清潔なトイレの整備や美化、ユニバーサルデザインの導入等の多様なストック効果の向上に資する整備に努めます。
- ・ 新たに整備する公園や改修する公園においてはグリーンインフラの視点を踏まえた整備に努めます。

#### 5) 施策⑤街路樹の適切な配置

- ・ 町内の都市計画道路においては、他の生活道路よりも歩道の幅員を広く確保していることから、潤いのある都市空間として植栽等による積極的な緑の確保が求められます。一方で、豪雪地域である本町にとって、歩道の一部と路肩を堆雪幅として確保する必要があり、街路樹が道路の維持管理にしばしば支障になることから、今後、新規の整備または改修の際には以下の考え方を参考に計画的な配置に努めます。

なお、近隣に樹林地等があるなど、緑が十分に確保されている区間においては除くこととします。また、街路樹を選定する際は、参考資料に掲載している倶知安町の自生種について、道路管理者と検討・調整していきます。

歩道幅員 4.5m以上	幅員 1.5mの植樹帯または広めの植樹柵を設け、原則、街路樹を植栽する。
歩道幅員 3.5m以上	草花の植栽のための植樹柵を等間隔に設け、原則、花壇とする。
歩道幅員 3.5m未満	植樹柵を設けず、施設帯においてプランター等による緑化に努める。

## (2) 倶知安町を象徴する豊かな農地と森林、河川の保全と活用の促進

### 1) 施策① 農地の保全と活用

- ・ 認定農業者に対し、税制優遇措置等が受けられる利用権設定等促進事業を活用した利用集積を推進し、耕作放棄地の未然防止に努めます。
- ・ ICT技術の活用等をはじめとする省力化生産技術の導入、労働力不足解消に向けた取り組みについて支援し、農地の適切な利用を促進します。
- ・ 新たな担い手の確保のため、農業経営体の後継者や新規就農者に対する支援を引き続き実施し、効率的かつ安定的な農業経営を目指します。
- ・ 農地の多面的機能（景観形成・水源涵養などの環境保全）の維持を行う活動を支え、農地の保全につなげます。
- ・ 農業被害が懸念され、生態系のバランスを脅かす特定外来種（アライグマなど）や有害鳥獣（ヒグマなど）に対し、適切に対応していきます。

### 2) 施策② 森林の保全と活用

- ・ 水源涵養や土砂流出防止、保健休養などの公益的機能や防災・減災機能などのグリーンインフラが発揮できるよう、森林の保全に努めます。
- ・ 国有林や公有林（道有林、町有林）は今後も適切に森林整備をしていきます。
- ・ 私有林は、森林譲与税を有効に活用し、適切に維持が図られるよう支援していきます。
- ・ 森林資源の循環利用を育むため、産業間連携の取り組みを推進します。
- ・ 森林資源の循環利用を推進します。
- ・ カーボンオフセットの取り組みなど、森林保全につながる活動を支えます。
- ・ 開発行為や建築行為における緑化を積極的に推進し、リゾート開発に伴う森林伐採を抑え、質の高いリゾート地の形成及び開発のスプロール化の抑制を進めます。

### 3) 施策③ 倶知安町の魅力を引き出す水辺の特性を生かした空間づくり

- ・ 国・北海道・町・近隣市町村・関連団体が連携・調整しながら河川法等の法令に基づく水質保全などの適正な環境保全対策の充実を図ります。
- ・ 河川緑地における草刈りや自然環境に配慮した治水対策など、安全な水辺環境と良好な自然環境の保全に努めます。
- ・ しりべつ川リバーパークはアクティビティや散策など、憩いの空間として親しまれているため、水と緑が調和した空間づくりの維持に努めます。

### (3) 町民の積極的な緑づくり活動の推進

#### 1) 施策① 町民の緑づくりへの意欲の醸成

- ・ 町民の緑への意識の醸成のため、大人から子どもまで対象にした自然教育の機会の創出を図ります。
- ・ 町のホームページやパンフレットなどにおいて、町内の公園案内、身近な緑や町内の緑を巡る散策路などの紹介を推進します。
- ・ 緑づくり活動を実践している活動団体によるイベントなどについての情報発信を推進し、広く町民が活動に参加できる機会を伝えます。

#### 2) 施策② 緑づくりの担い手づくり

- ・ フラワーマスター認定者制度等を活用し、緑を適切に維持管理していくための緑づくりの担い手の育成に努めます。
- ・ 豊かな自然環境を引き継いでいくため、倶知安農業高等学校をはじめ教育機関との連携により、環境学習や緑づくりを学ぶ機会を創出します。

#### 3) 施策③ 緑づくり活動の機会や場の創出

- ・ 花いっぱい運動や園芸市、シンポジウム、環境学習や花植え・植樹・農林業体験などのイベント等、緑に関するイベントの開催を検討し、楽しく緑づくりに関われる機会を創出します。

#### 4) 施策④ 連携した緑づくり活動の推進

- ・ 町民や事業者、活動団体、行政などの様々な主体との連携により、緑づくりの取り組みを推進します。
- ・ 「市民緑地設置管理計画の認定制度」や「Park-PFI」等により、民間の公園管理や運営への参画が可能になったため、必要に応じてこれらの制度の活用を検討します。
- ・ 緑豊かな街なみの景観形成を促進するため、景観計画などとの整合性を図ったうえで、適切な緑の誘導に努めます。



都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドラインより

5) 施策⑤ 自発的な緑づくりの促進

- ・ 倶知安町花と緑のまちづくり推進委員会による花いっぱい運動やシーニックバイウェイによる緑づくり活動を支えます。
- ・ 事業者に対し、環境保全・景観づくりの視点による地域の緑づくりへの取り組みを促します。

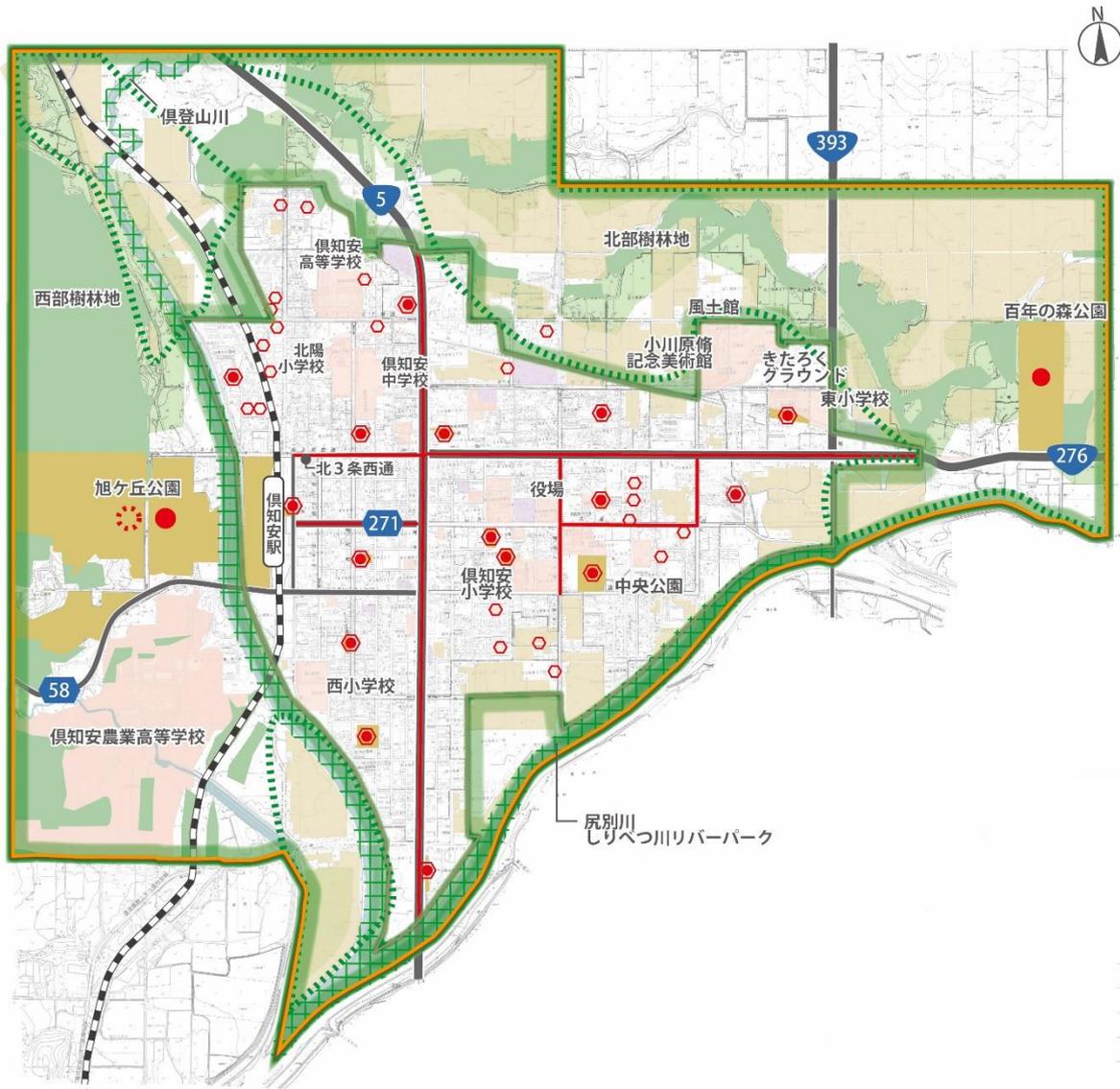


6) 施策⑥ 自宅や店舗など民有地の緑化の推進

- ・ それぞれの住宅や商業施設等の民有地において、植栽や花壇等による暮らしを彩る身近な緑が増えるよう、景観計画と連動した緑化を推進します。
- ・ 特に JR 倶知安駅周辺などの賑わいにつながる緑化を積極的に推進します。

7) 施策⑦ 公共施設の緑化の推進

- ・ 街路樹や花壇、公共施設の緑化における緑の空間の充実を図るため、倶知安農業高等学校やフラワーマスターなどの活動団体と協力した取り組みを推進します。
- ・ 緑化により賑わいのある街なみを形成するため、役場や公民館、学校など、公共公益施設の敷地では、施設の道路に面した部分や駐車場の入口部等の緑化を推進し、町にゆかりのある花や木の植栽に努め、適正に管理していきます。



凡例

1 町民の身近な利用につながる公園・緑地づくり

- ☼ 施策① 旭ヶ丘公園の利用の促進と再編
- 施策② 長寿命化を意識した公園の整備・配置
- 施策④ 安全・安心に利用できる公園づくり
- ◻ 施策③ 地域特性に応じた活用の推進
- 施策⑤ 街路樹の適切な配置

3 町民の積極的かつ協働による緑づくり活動の推進

- 施策① 町民の緑づくりへの意欲の醸成
- 施策② 緑づくりの担い手育成
- 施策③ 緑づくり活動の機会や場の創出
- 施策④ 連携した緑づくり活動の推進
- 施策⑤ 自発的な緑づくりの促進
- 施策⑥ 自宅や店舗など民有地の緑化の推進
- 施策⑦ 公共施設の緑化の推進

2 俱知安町を象徴する豊かな農地と森林、河川の保全と活用の促進

- ▨ 施策① 農地の保全と活用
- ▨ 施策② 森林の保全と活用
- ▨ 施策③ 俱知安町の魅力を引き出す水辺の特性を生かした空間づくり

- |           |               |
|-----------|---------------|
| □ 都市計画区域  | □ 用途地域        |
| ■ 森林      | ■ 公共施設緑地      |
| ■ 農地      | ■ 民間施設緑地(社寺林) |
| ■ 丘陵地     | ■ 河川          |
| ■ 農地かつ丘陵地 | ■ 道路          |
| ■ 都市公園    | ■ 線路          |

対象区域内の施策の概要図

## 2. 緑化を推進する地域の方針

### (1) 推進地域の方針

賑わいの拠点や景観形成において重要な軸となる道路や地域に対し、重点的に推進します。

### (2) 推進地域

#### 1) JR 倶知安駅周辺

本町の緑化重点地区については、JR 倶知安駅を含む中心市街地が現段階で候補地としてあげられます。

当エリアは、北海道新幹線開業後の倶知安駅では、本町の玄関口として国内、国外からの来訪者との交流の場として重要な役割をこれまで以上に担うことになるため、駅前広場や駅周辺の施設において、景観形成の観点から緑化を積極的に推進していきます。

#### 2) リゾート地区

リゾート開発に伴う森林地域における無秩序な伐採、建築物が密集するエリアにおける身近な緑の喪失による滞在空間の質の低下が懸念されることから、緑を計画的に確保するため、建築敷地単位による『緑化率』のルール化を図ります。

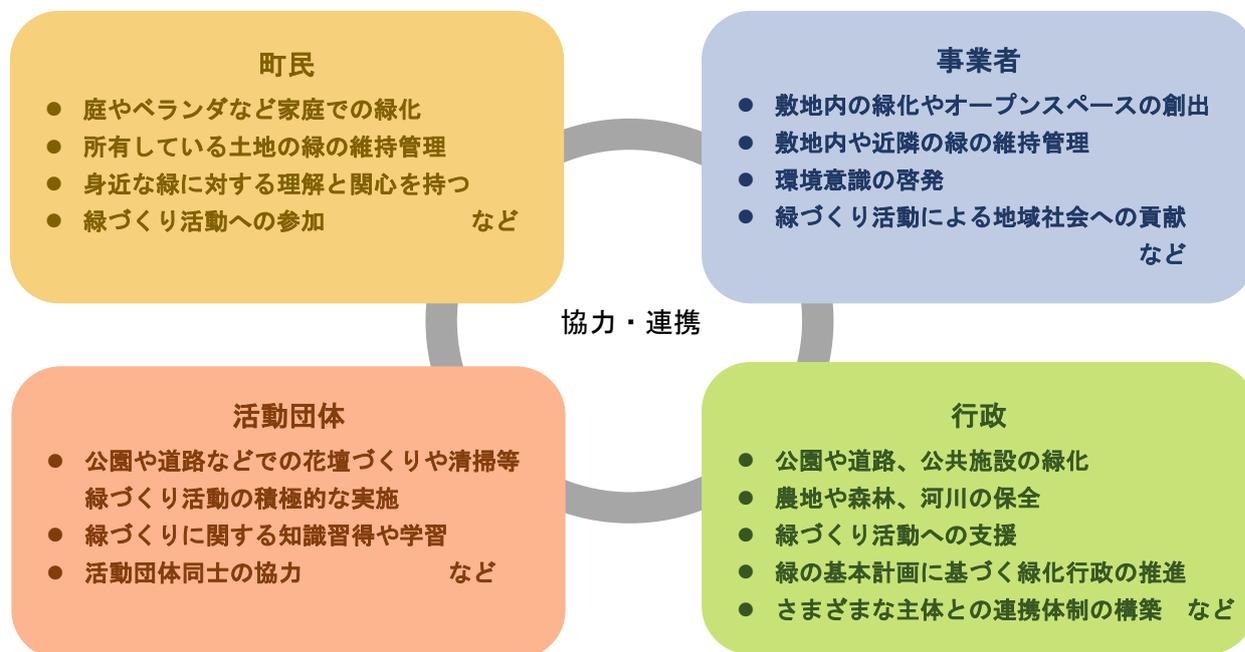
#### 3) その他

今後、土地利用の動向により、より良い景観や魅力の向上が求められる地域や道路においては、積極的に緑化を推進していきます。

## 6章 計画の推進に向けて

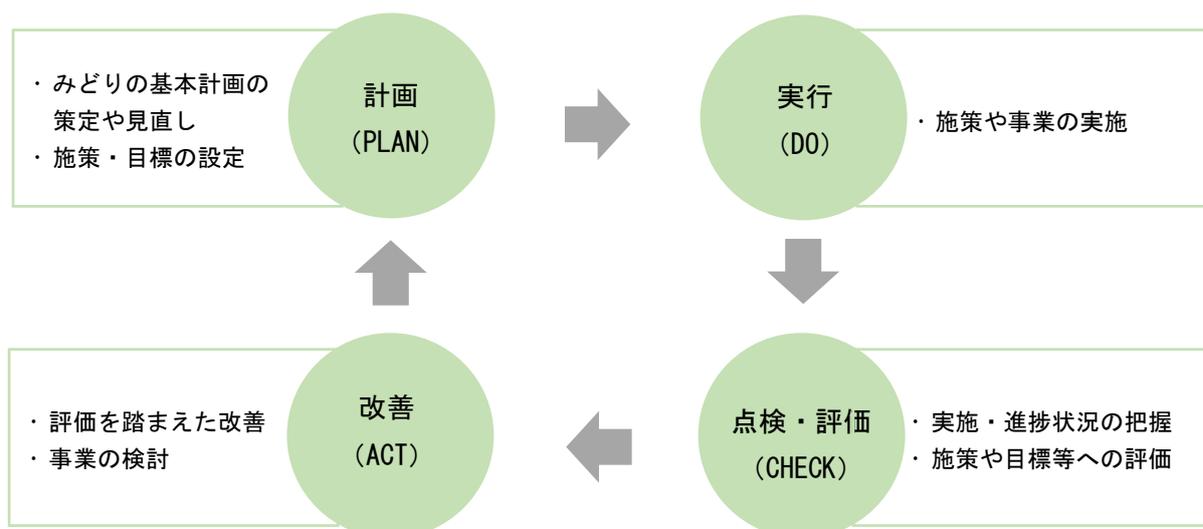
### 1. 推進体制

本計画の推進を確かなものとするため、町民や事業者、活動団体、行政等、さまざまな主体がそれぞれの立場でそれぞれの役割を果たしながら、協力・連携して取り組んでいきます。



### 2. 計画の進行管理

- ・ 本計画は、計画 (PLAN)、実行 (DO)、評価 (CHECK)、改善 (ACT) を繰り返して継続的な業務改善を図る「PDCA サイクル」というマネジメント手法の考え方にに基づき、計画の進行管理を進めます。



## 参考資料

### 1. 倶知安町の緑の状況

#### (1) 倶知安町の自生種

##### ① 木本

分類	種名	生活型	常緑・落葉／ 広葉・針葉	街路樹	備考
1	シラカンバ	高木	落葉 広葉	○	
2	シナノキ	高木	落葉 広葉	○	
3	オオバボダイジュ	高木	落葉 広葉	○	
4	ハリギリ(センノキ)	高木	落葉 広葉	○	
5	ヤマハンノキ	高木	落葉 広葉		
6	ハルニレ	高木	落葉 広葉	○	
7	オヒョウ	高木	落葉 広葉		
8	シウリザクラ	高木	落葉 広葉	○	
9	ヒロハノキハダ(キハダ)	高木	落葉 広葉	○	
10	イタヤカエデ(エゾイタヤ)	高木	落葉 広葉	○	倶知安町の町木に指定
11	ベニイタヤ(アカイタヤ)	高木	落葉 広葉	○	
12	ハウチワカエデ	高木	落葉 広葉	○	
13	ミズナラ	高木	落葉 広葉	○	
14	ダケカンバ	高木	落葉 広葉		山地では低木
15	ホオノキ	高木	落葉 広葉	○	
16	キタコブシ	高木	落葉 広葉	○	
17	エゾノキヌヤナギ	高木	落葉 広葉		
18	エゾノバッコヤナギ	高木	落葉 広葉		
19	オノエヤナギ	高木	落葉 広葉		
20	タチヤナギ	高木	落葉 広葉		
21	ヤチダモ	高木	落葉 広葉	○	
22	アオトドマツ	高木	常緑 針葉		
23	エゾマツ	高木	常緑 針葉		北海道の木に指定
24	アカエゾマツ	高木	常緑 針葉	○	北海道の木に指定
25	ナナカマド	高木	落葉 広葉	○	
26	オガラバナ	低木、小高木	落葉 広葉		
27	ムシカリ	小高木	落葉 広葉		
28	エゾアジサイ	低木	落葉 広葉		
29	チョウセンゴミシ	つる性木本	落葉 広葉		
30	ミヤママタタビ	つる性木本	落葉 広葉		
31	カラマツ	高木	落葉 針葉		北海道の自生ではないが、 植林して生息
32	サイハダカンバ(ウダイカンバ)	高木	落葉 広葉		
33	コシアブラ	高木	落葉 広葉		
34	ハリギリ	高木	落葉 広葉	○	
35	ミズキ	高木	落葉 広葉	○	
36	オオバクロモジ	低木	落葉 広葉		
37	ツノハシバミ	低木	落葉 広葉		
38	ヤマブドウ	つる性木本	落葉 広葉		
39	サルナシ(コクワ)	つる性木本	落葉 広葉		

出典：倶知安町百年史下巻、北海道の緑化樹（社団法人北海道造園建設業協会）、  
新版北海道の樹（北海道大学図書刊行会）

② 草本

	分類	種類	種名
1	山地植物	草本植物	陽生矮性草本 カタクリ
2			陽生矮性草本 フキノトウ
3			陽生矮性草本 キクザキイチリンソウ
4			陽生矮性草本 ニリンソウ
5			陽生矮性草本 エゾエンゴサク
6			陽生矮性草本 フデリンドウ
7			高茎草本 アマニュウ
8			高茎草本 エゾニュウ
9			高茎草本 オニシモツケ
10			高茎草本 チシマアザミ
11			高茎草本 ヨブスマソウ
12			高茎草本 オオヨモギ
13			高茎草本 アキタブキ
14			高茎草本 オオイタドリ
15			高茎草本 オオウバユリ
16			ススキ
17			ヨツバヒヨドリ
18			ヤマハハコ
19			エゾノコンギク
20			ヤマハギ
21			スマレサイシン
22			オオタチツボスミレ
23			ミヤマスミレ
24			オドリコソウ
25			ダイコンソウ
26			オオダイコンソウ
27			カラフトダイコンソウ
28			ヒトリシズカ
29			オクエゾサイシン
30			サンカヨウ
31			ギョウジャニンニク
32			オオアマドコロ
33			ユキザサ
34			マイズルソウ
35			オオバナノエンレイソウ
36			エンレイソウ
37			ホウチャクソウ
38			シラネアオイ
39			高茎草本 エゾイラクサ
40	高茎草本 オオハナウド		
42	高茎草本 ハンゴウソウ		
45	耕地雑草	畑地雑草	弱害雑草 エノキグサ
46			弱害雑草 ナズナ
47			弱害雑草 ハナイバナ
48			弱害雑草 ホウコグサ
49			弱害雑草 ノボロギク
50			強害雑草 ツユクサ
51			強害雑草 スベリヒユ
52			強害雑草 イヌタデ
53			強害雑草 オオイヌタデ
54			強害雑草 ヒメスイバ
55			強害雑草 エゾタチカタバミ
56			強害雑草 ハチジョウナ
57			強害雑草 コヌカグサ
58			強害雑草 シバムギ

59		強害雑草	コウボウ
60		強害雑草	エゾノギシギシ
61		強害雑草	カラスビシャク
62		強害雑草	ナガバノウナギズル
63		強害雑草	ヤナギタデ
64		強害雑草	ヤノネグサ
65		強害雑草	アキノウナギズル
66		強害雑草	ミゾソバ
67		強害雑草	キツネノボタン
68		強害雑草	タガラシ
69		強害雑草	ヒメヘビイチゴ
70		強害雑草	ミゾハコベ
71		強害雑草	ミズハコベ
72		強害雑草	キカシグサ
73		強害雑草	チョウジタデ
74		強害雑草	オオチドメ
75		強害雑草	シロネ
76		強害雑草	ヒメシロネ
77		強害雑草	ヒメナミキ
78		強害雑草	アゼナ
79		強害雑草	タヌキモ
80		強害雑草	アゼムシロ
81		強害雑草	タウコギ
82		強害雑草	エソノタウコギ
83		強害雑草	ヘラオモダカ
84		強害雑草	サジオモダカ
85		強害雑草	アギナシ
86	水田雑草	強害雑草	オモダカ
87		強害雑草	ヒルムシロ
88		強害雑草	コナギ
89		強害雑草	ヒロハノコウガイゼキショウ
90		強害雑草	コウガイゼキショウ
91		強害雑草	イボクサ
92		強害雑草	ヒロハイヌノヒゲ
93		強害雑草	スズメノテッポウ
94		強害雑草	ケイヌビエ
95		強害雑草	タイヌビエ
96		強害雑草	ドジョウツナギ
97		強害雑草	エゾノサヤヌカグサ
98		強害雑草	アシボン
99		強害雑草	ホソバドジョウツナギ
100		強害雑草	ハイドジョウツナギ
101		強害雑草	ウキクサ
102		強害雑草	アオウキクサ
103		強害雑草	ヒメクグ
104		強害雑草	タマガヤツリ
105		強害雑草	ウシクグ
106		強害雑草	マツバイ
107		強害雑草	ハリイ
108		強害雑草	スマハリイ
109		強害雑草	ホタルイ
110		強害雑草	コホタルイ

出典： 倶知安町百年史下巻

(2) 倶知安町の外来種

① 特定（要注意）外来種

- ・ 外来生物法：特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の指定等状況
- ・ 特定：特外来生物の略。特に問題の大きな外来種を国が外来生物法により特定外来生物として指定し、運搬や飼養等を規制するとともに防除を推進することとしている。
- ・ 要注意：要注意外来生物の略。外来生物法による法規制ではないが、国が生態系に悪影響を及ぼしうる外来種を選定し、個人や事業者等に対し、適切な取扱いを呼びかけている。
- ・ A2：本道に導入されており、定着でき、定着しており、本道の生態系等へ大きな影響を及ぼしており、防除対策の必要性について検討する外来種

	区分	分類	種名	外来生物法
1	北海道ブルーリスト	植物	オオハングウソウ	特定
2			オオアワダチソウ	要注意
3			アメリカオニアザミ	要注意
4			セイヨウタンポポ	要注意
5			ヘラオオバコ	要注意
6			ブタナ	要注意
7			コウリンタンポポ	
8			ムラサキツメクサ	
9			シロツメクサ	
10			フランスギク	
11			ブタクサ	要注意
12			イワミツバ	
13			ハリエンジュ	要注意
14			キシヨウブ	要注意
15			オランダガラシ	要注意
16			キバナコウリンタンポポ	
17			セイタカアワダチソウ	要注意
18	緊急対策外来種 生態系被害防止外来種リスト	草本植物（陸生植物）	アレチウリ	特定
19			オオキンケイギク(コレオプシス・ランケオラータ)	特定
20			ツルヒヨドリ(コバナツルギク、ミカニア・ミクランサ)	特定
21			オオハングンソウ(ルドベキア・ラキニアータ、ハナガサギク、ヤエザキハンゴンソウ、ヤエザキオオハングンソウ)	特定
22			ナルトサワギク(コウベギク)	特定
23			ナガエモウセンゴケ(ナガエモウセンゴケ、ドロセラ・インターメディア)等の外来モウセンゴケ類	特定
24			ビーチグラス	特定
25			外来アゾラ類(外来アゾラ、外来アカウキクサ)	特定
26		草本植物（水生植物）	ナガエツルノゲイトウ(ミゾツルノゲイトウ、ミズツルノゲイトウ)	特定
27			オオバナミズキンバイなどを含むルドウィギア・グランディフロラ	特定
28			オオフサモ(パロットフェザー、スマフサモ、ヌマフサモ)	特定
29			ブラジルチドメグサ	特定
30			オオカワヂシャ(オオカワジサ)	特定
31			ミズヒマワリ(ギムノコロニス)	特定
32			スパルティナ属	特定
33			ボタンウキクサ(ウオーターレタス)	特定
34			エフクレタヌキモ	特定

出典：北海道ブルーリスト、生態系被害防止外来種リスト